令和7年度

中野区商店街チャレンジ戦略支援事業 補助金マニュアル

イベント事業編



中 野 区 2025年3月改訂

この冊子では、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業の「イベント事業」について、特にご注意いただきたい事項をまとめて解説をしています。イベント事業実施に際しての参考としていただき、適正な処理をお願いします。

目 次

Ι	事業概要(イベント)	
	1 事業の補助対象回数 ・・・・・・・・・ 1 p	
	2 イベント事業の具体的な例 ·・・・・・・ 1 p	
	3 補助対象経費・補助対象外経費 ・・・・・・ 2~7 p	
	4 イベント事業を実施するにあたっての注意点 ・・ 8~10p	
П	交付申請について	
	提出書類一覧・提出期間・提出先・・・・・・ llp	
Ш	変更(中止)承認申請について	
	1 提出書類一覧・提出期限・提出先 ・・・・・・ 1 l p	
	2 変更等承認申請における注意事項 ・・・・・・ 12~13	р
IV	実績報告について	
	1 提出書類一覧・提出期限・提出先 ・・・・・・ 14~15	p
	2 実績報告における注意点 ・・・・・・・ 16~23	p
	(1)領収書、受領書	
	(2)請求書等(請求書・納品書、契約書・見積書)	
	(3)チラシ、ポスター等掲示物類	
	(4)議事録等	
	(5)提出写真(補助申請対象)の撮影例	
V	参考資料:景品表示法、協賛金の取扱い ・・・・・ 24~29	р
VI	質疑応答集 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 3 0 ~ 3 7	р
VII	記入例・作成例集 ※目次は38p	
,	1 申請書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
	2 変更申請書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
	3 実績報告書類 ・・・・・・・・・・・ 44~53	a

I 事業概要(イベント)

1 事業の補助対象回数

各事業の概要は、概要版マニュアル P 2~5の事業一覧をご覧ください。

- 一つの商店街は、1年度間に最大でいくつのイベント事業の補助を受けられるか?
- ・一般のイベント事業2事業
- ・一般のイベント事業(他商店街との共催)1事業
- ・若手・女性支援事業1事業
- ・組織活力向上支援事業1事業 (※法人化している商店街のみ)
- ·女性活躍推進事業1事業
- ·全国連携事業1事業
- ・こども応援事業1事業
- ・少額支援事業1事業
 - ※「小額支援事業」は、これまで商店街活動を実施できなかった商店街が活動再開の きっかけとして利用し、活動が軌道に乗るまでの間の利用を想定した事業です。
- 2 イベント事業の具体的な例
- 1 文化、歴史など地域の資源を活かしたイベント
- ①七夕、盆踊り、クリスマス等季節のイベント ②スポーツイベント
- ③スタンプラリー、ウォークラリー
- 4)各種フェスティバル、コンクール

(コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等)

- ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市・夜市
- 2 資源リサイクル、環境対策に資するイベント
- ①エコキャンペーン(アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等)
- ②クリーンキャンペーン(地域清掃イベント等) ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
- 3 地域福祉、健康に資するイベント
- ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
- 4 防犯防災や生活安全に資するイベント
- ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

任意商店街

→合計 7 事業

法人化している商店街

→合計8事業

3 補助対象経費・補助対象外経費

1 事前周知に要する経費

No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費	
1	ポスター、チ ラシ等の制作 費 ※作成例は P. 18 参照	・制作費 ・印刷費	・ポスター、チラシ等 の現物 ・ポスター等の掲示状 況が確認できる写真	★ ・使用実績のないもの (掲示しなかったポ スター、配布しなか ったチラシ等、写真 等で確認できない掲 示物や設置物)	
2	広告の新聞折 り込み経費	チラシの ・新聞折込料 ・ポスティング料			
3	新聞、雑誌等 への広告掲載 料	・新聞、雑誌、テレビ等への広告掲載料	・掲載された現物 ・現物の提出ができな い場合は、掲載が確 認できる写真	・当該イベントと無関 係な記載があるもの (ただし、当該イベ ント実施商店街が主	
4	案内看板等の 制作費	・当該イベントの 周知を目的とし た立看板、横断 幕、フラッグ等 制作	・制作物の内容、設置 状況が確認できる写 真 ・備品の場合は、備品 台帳	催する事業等の情報 であり、チラシ等の 印刷面積の1/10以下 である場合に限り可 とする。)	
5	抽選券、福引 券等の印刷経 費	・作成費 ・印刷費	・現物	・使用実績のないもの (配布しなかった抽 選券、福引券)	
6	コピー代	・当該イベントの 周知を目的とし たポスター、チ ラシのコピー 代、用紙購入代	・現物 ・ポスター等の掲示状 況が確認できる写真 ・コピーの数量が確認 できるもの	・上記★も参照 ・会員等所有のコピー ・会員等の使用に係るインク代、トナー代 ・周知費用(広告コピー ・周知外に係るコピー ・周知外に係るコピー ・関外に係るカド ・での案内状、 とは演体頼文、近隣挨 ・一次等の第)	
7	当該イベント 専用のホーム ページ作成費		・当該イベント専用の ホームページの画面 コピー ームページの新設とは、 <u>イ</u>		
			限定ドメインを取得したも ジの表示とは異なる形でイ ものをいう。 		

2 会場設営及び運営委託に要する経費

4	云物政呂及び連呂安託に安りる胜良					
No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費		
1	舞台設営、電 気、装飾、照 明、音響設備 工事等に係る 工事費	・舞台、櫓、客席等の設営費・電気、照明工事費・音響設備工事・イルミネーシスを・大装飾に係るを費・物品レンタル料	・設置(使用)状況が 確認できる写真 ・備品の場合は、備品 台帳 【実施状況により】 ・見積書 ※P.9、17参照 ・契約書 ※P.9、17参照 ・商店街の企画内容	・当該イベント実施期 間外に係る経費 ・備品等の修理代		
2	イベントの企 画への支援及 び運営の委託 に要する経費	・企画への支援を 委託する経費 ・運営の一部を委 託する経費	をまとめた資料や 議事録 ※P.20参照	・当該イベントの企画 運営の全てを委託し た場合(条件付きで 可の場合あり)※P.10⑤参照		
3	会場警備、廃 棄物処理等を 委託する経費	法令遵守! 資格を有する事業 者に委託するこ交場 ・会場警備、交費 ・誘導の委託経費 ・廃棄物処理の委 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・実施したことが確認できる写真	・資格のない事業者に 委託した場合、警備 業法や廃棄物処理法 に違反した場合は、 事業全体が補助対象 外		
4	会場賃借料	・賃借料	・使用したことが確認 できる写真 ・契約書や料金表	・貸主が生業としてい ない場合 ・商店街内での事前打ち 合わせや、出演者、委 託業者との事前打ち合 わせに係る会場賃借料		
5	金魚すくい、 輪投げ等のゲ ーム類を行う ための経費	・ゲーム類を行うための会場設営に係る経費・物品レンタル料	・使用したことが確認 できる写真 ・備品の場合は、備品 台帳			
6	会場装飾等	・当該イベントら しさを演出すに ための装飾に七夕 る経費(七夕 り、提灯、 クマス 大 大 り、 大 り、 大 大 り、 大 大 り、 大 り、 大 り、 大	・装飾、掲出したこと が確認できる写真 ・備品の場合は、備品 台帳			

3 **景品購入費** ※P. 24~26 参考資料あり

	水叫用八良 A1:41 40 多有其件的为				
No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費	
1	・抽選会や福 引の景品 ・ビンゴ大会 やク の景品、副賞	法・リカペラの総以不にラ法本さ事数配商換選の円プ円の額下特ポシ、数れ前以布店金守者景以券以での定ス等景がて周下し街さり五品下の下 90部多タで品事い知のた商れ名単の場の 万分数一抽内前るし部分品たあ価部合部 円 名美容周もた分 券部を1分は	・購入の記述の出版の出版を開発を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

- **●景品とは、**次のような方法によって提供する相手方を定め、提供する物品等を指します。

 - ・抽選、じゃんけん、宝探しなどの偶然性を用いて定める方法 ・クイズ、パズルなどの解答を募集し、その正誤によって定める方法 ・競技、演技、遊技等の優劣によって定める方法 ・作品等(写真、キャッチフレーズ)を募集し、その優劣によって定める方法

4 記念品購入費 ※P. 24~26 参考資料あり

No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費
1	イベント来場 者用無料配布 品	法令等に会がて 個で の分 を の の の の の の の の の の の の の の の の の	・購入(用意)した記 念品の写真 ・記念品払い出し表 ・商店街商品券換金簿	・現金、店の場合を除く) ・大型員の場合を除く) ・大型会員周知されて ・事前の知りの ・事前をあるのの ・事があるののののののののののののののののののののののののののののののののである。 ・換信では、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表のでは、表の

- ●記念品とは、抽選等によらず次のような例により提供する物品等を指します。

- ・イベント来場者、先着○名様に□□をプレゼント ・イベントの△△△大会参加者、先着○名様に□□をプレゼント ・商店街で○円以上ご利用のお客様に□□をプレゼント (○名様分、なくなり次第終了)

5 出演料

No 区 分 主な補助対象経費 領収書・請求書等の他に提出するもの(例) 主な補助対象外経費		奥村			
サート等イベ ント出演者に 対する出演料 日)100万円以 下の部分 下の部分 *出演者が小さなお子さんなど、現金を支払うことがふさわしくないと判断された場合は、現金の代わりにお弁当やお菓子などを提供することが一部認められています。 この場合、出演団体代表者が記入した受領書の提出も必要です。 (例) ・商店街が店舗からお菓子を購入した領収書・出演団体代表者がお菓子を受け取った受領書・購入(用意)したお菓子の写真 *出演団体から領収書をもらう際の注意! 領収書に記載の受領者と振込依頼書や振込明細書の名義は同一で! (例)領収書の受領者と振込明細書等の口座振込先名義が同一人か否か、確認できないケース(受領者氏名が通称、愛称、活動名等で記載されている等)が見受けられます。このようなことがないよう、領収	No	区分	主な補助対象経費		主な補助対象外経費
された場合は、現金の代わりにお弁当やお菓子などを提供することが一部認められています。この場合、出演団体代表者が記入した受領書の提出も必要です。 (例) ・商店街が店舗からお菓子を購入した領収書 ・出演団体代表者がお菓子を受け取った受領書 ・購入(用意)したお菓子の写真 *出演団体から領収書をもらう際の注意! 領収書に記載の受領者と振込依頼書や振込明細書の名義は同一で! (例)領収書の受領者と振込依頼書や振込明細書の名義は同一で! (例)領収書の受領者と振込明細書等の口座振込先名義が同一人か否か、確認できないケース(受領者氏名が通称、愛称、活動名等で記載されている等)が見受けられます。このようなことがないよう、領収		サート等イベ ント出演者に	日)100万円以	る写真(出演者、出	100 万円を超える部分 ・出演料とは別に支払 われる交通費、飲 食、菓子折り、手土
	1	さ認こ(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は、現金の代わりに います。 出演団体代表者が記。 出演団体代表者が記。 「店舗からお菓子を購 は代表者がお菓子を はでまるがお菓子の写 はでいる等の受領者として でいる等のではいか見受ける。	お弁当やお菓子などを提供 入した受領書の提出も必要 入した領収書 け取った受領書 漢 連書等 の注意! 類書や振込明細書の名義は 細書等の口座振込先名義が 類者氏名が通称、愛称、活 れます。このようなことが	することが一部 です。 同一で! 同一人かで記載さ ないよう、領収

6 その他諸経費

	> 100HH/127 PK			
No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費
1	商店街買物商 品券等の金 券、応募用紙	・商店街商品券の 印刷経費 ・応募用紙の印刷 経費	・商店街商品券、応募 用紙の現物	・未配布のもの
2	イベント事業 のために臨時 に雇い入れた	法令遵守! ・アルバイト賃金 時間給1,310円 以下の部分 *東京都の最低賃 金遵守 (1,163円)	・アルバイトの人数が 多い場合等は、領収 書ではなく賃金台帳 に代えることも可 ・従事内容が確認でき る写真	・商店会会員、及びその同居する親族(同一生計)に対するアルバイト賃金・時間給1,310円を超える部分・イベントの領収書等
		●6 時間超~8 時間以下 → 45 分間休憩 ●8 時間超 → 1 時間休憩 ※従事時間に休憩時間 は含まない	整理のアルバイト代 ・労働基準法、最低賃 金法に違反した場合 は事業全体が補助対 象外	

No	区分	主な補助対象経費	領収書・請求書等の他 に提出するもの(例)	主な補助対象外経費
3	イベント事業 への協力、設 備、物品等の 提供等に対す る個人又は団 体への謝礼	・謝礼金や菓子等の物品代	謝礼別提出書類 〈現金〉 →受領書(領収書) 〈菓子等品物〉 →・受領書(領収書) ・品物購入時の領 収書 ・品物の写真 ・設備、物品等の提供 に対して謝礼をした 場合は、その設備や 物品等の写真	・商店会会員、及びそ の同居する親族(同 一生計)に対する謝 礼 ・行政機関に対する謝 礼 ・来賓等に対する謝礼
4	賠償責任保険 料、傷害保険 料	・来街者等外部向 けの賠償責任保 険料、傷害保険 料(イベントの 準備及び撤去期 間を含む)	・保険証券等内容(対 象、期間等)が確認 できるもの	・商店街関係者(スタッフ)を対象とする保険・イベント中止の保険
5	光熱水費	・使用用途及び使 用量が明確な部 分(従量制で契 約のこと) ・臨時の電灯料等 ・燃料費(プロパ ンガス等)	・使用したことが確認 できる写真 ・○kwh、○㎡などと使 用料が確認できるも の	・使用用途及び使用量が不明なもの
6	振込手数料	・補助対象経費の 支払いのための 振込手数料、代 引き手数料	・振込依頼書や振込明 細書 ・宅配業者等の引換書 等	・両替手数料
7	送料	・参加や応募の申 込みに対費 (例発送当 (例発送、 (例発送、 (例発送、 (の発送) (ををのででする。 (をはいででする。 (をはいる。 (をはいる。 (をはいる。 (をはいる。 (をはいる。 (をはいる。) (をはいる。 (をはいる。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (ではい。) (では、) (では、) (では、) (では、) (で	・送付先リスト、送付 文 ・宛名等確認できる宅 配便の送り状(伝 票)	・役員、来賓、商店街 関係者に対する送料 ・事業者や出演者に対 する送料
8	道路使用許可 手数料	・イベント実施に 伴う道路使用許 可手数料	・道路使用許可申請書 ・納入通知書兼領収書	
9	事業系一般ご み処理手数料 又はごみ処理 券購入費	・事業系一般ごみ 処理手数料・ごみ処理券購入 費・ごみ袋購入経費	・イベントごみの量が わかる写真	・使用されなかった部 分

			領収書・請求書等の他	
No	区分	主な補助対象経費	に提出するもの(例)	主な補助対象外経費
10	事業実施に直 接必要な備品 購入費	・備品購入費	・使用状況が確認でき る写真 ・備品台帳	・当該イベント実施に 直接関係のないもの ・当該イベント以外で も一般に使用できる ような汎用性の高い もの ・備品の修理代
11	事業実施に直 接必要な消耗 品費	・消耗品購入費	・使用状況が確認できる写真	・当該イベント実施に 直接関係のないもの・当該イベント以外で も一般に使用できる ような汎用性の高い もの・使い切っていないも の・有料レジ袋
12	事業実施に直 接必要な駐車 場、倉庫等の 賃借	・当該イベント実 施に直接使用さ れている場合	・使用状況が確認でき る写真 ・契約書や料金表	・イベント実施期間外 の物品等の保管目的 の場合
13	イベントで使 用した共有物 のクリーニン グ代	・備品にできている。 ・備品には、 ・ で で で で で で で で で で で き で が な が な が な が で き で が な が な が な が な が な が な が な が な が な が	・使用状況が確認でき る写真 ・備品台帳	・使用状況が確認できないもの ・有償で借用した場合のクリーニング代 (通常、借用料にクリーニング代も含まれると解されるため)
14	撮影代	・イベント記録写 真に係る経費 (総額1万円以 下の部分) ・写真撮影代 (撮影者への謝 礼を含む。) ・写真プリント代	・写真	・総額1万円を超える 部分・カメラ、メモリーカ ード、インク代等・実績報告提出用の写 真プリント代
15	スタッフ用ウ ェア(イベン トTシャツ 等)	・イベント名、商 店街名が記載さ れたウェア作成 代	・着用状況が確認でき る写真 ・備品台帳 (次回以降も使用する 場合)	・商店街関係者に謝礼 として配付したもの ・未配付分



景品や謝礼で、「ナカペイ(中野区デジタル地域通貨)」を活用する予定がある場合は、 事前に区担当者(産業振興課 地域経済活性化係 Tm.03-3228-5707)までご相談ください。

1 法令遵守

明らかに違反していると認められた場合は、事業全体が補助対象外となります。

①景品表示法(イベントで配布する景品や記念品)P. 24~26 参考資料あり

・景品の単価や総額、記念品の単価は、法に定めがあります。



②労働基準法、最低賃金法(アルバイト雇用)

労働基準法における休憩時間の取り扱いは以下のとおりです。

- ・労働時間が6時間以内・・・・・休憩なし
- ・労働時間が6時間超~8時間以内・・・45分
- ・労働時間が8時間超・・・・・・1時間

また、8時間を超えた時間につき、1時間あたりの割増賃金を支払う必要があります。

・東京都の最低賃金を遵守してください。 ※補助上限額については P.5 参照 (参考: 令和6年10月1日から時間額1,163円。直近で必ず確認を!)

③著作権法(音楽)

・音楽使用料について確認をしてください。 JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)東京支部 **☎**03-5157-1162



④著作権法(肖像権)

・著作権法で保護されたキャラクターやマーク等は使用できません。



⑤道路交通法

・道路でイベントを行う場合、「道路使用許可」(警察署)等の申請 が必要です。



⑥その他

- ・警備業法で定める警備業務を委託する場合は、資格を有する事業者に委託 する必要があります。
- ・公園を使用する場合の許可申請や、食料品を扱う出店をする場合の保健所 への届出など、法令等で必要な申請や届出は漏れなく行ってください。



2 収益事業

収益はすべて計上する必要があります。また、実績報告時には、補助対象経費から収益を差 し引いた額で補助金額を算出します。

①模擬店等の出店料、売上

- ・個店や他団体の出店料、フリーマーケットの出店料など。
- ・売上について、他団体への場所の無料提供のみで、売上は商店街会計 に計上されない場合、計上不要です。



②広告料

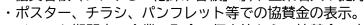
・イベント会場に広告看板を掲出して広告収入を得るなど。



③協賛金 P. 28 参考資料あり

・協賛看板(いわゆる「花掛け看板」等)、企業名入り提灯。





はない。

・イベント期間中、企業、町会、個人等からの協賛金、寄付、 お祝い金は、イベントに対する収入と捉えます。

①適正事業者への発注

- ・当該業務を生業としている事業者(個人事業主を含む)に発注してください。
- ・明らかに適正業者ではない事業者に発注した場合、当該経費は補助対象外です。 (例) ラーメン屋にチラシの印刷を依頼 ⇒ 生業としていないため対象外
- ・発注先事業者の生業業務であるかどうか不明な場合には、証明できる資料(登記(履 歴事項全部証明書)の写しや定款、会社概要などの冊子等)の提出を求めます。

②1件 100 万円以上の経費に係る見積書・契約書

- ・同一条件で3者以上から見積書を集め、最も条件のよい (最も見積金額の低い)事業者を選定してください。
- **見精書** 3 者分

契約書

- ・契約書を交わしてください。
- ・分割契約とならないようご注意ください。(経費区分が異なる場合でも、同一事業者に 発注する場合は、一つにまとめて見積もり依頼等をしてください。)

③原則、現金又は口座振込による支払とすること

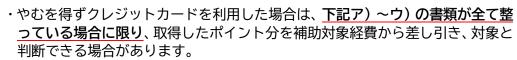
(1) 100 万円以上の経費に係る支払い方法

・支払いは、必ず<u>口座振込</u>とし、口座振込をしたことがわかる資料も提出してくだ さい。

(2) 代金支払時にクレジットカード、電子マネー等を使用 [NG×]

・下記支払いはポイント(利益)を享受できてしまうため、原則として代金支払時 に使用しないでください。

クレジットカード X



(取得ポイントの金額換算不明な場合は、当該経費を補助対象外とします。)

- ア) ポイント分 (期間限定ポイントアップ含む。) を控除する必要があるため、 明細が分かる書類
- イ)法人のクレジットカードを持っていない法人商店街や任意の商店街では、 会長や担当者の個人名義のカードを使うことになるため、**当該個人名義の** 支払が商店街事業に関する支払であることの確認や商店街からカード名 義人への金銭支払を証明する書類
- ウ)補助期間内に口座からの引き落としまで完了している必要があるため、**引 落日の分かる書類**

電子マネー、QRコード決済 🗙



・キャッシュレス決済の場合も、カードやアプリにクレジット機能が紐付いている場合や、ポイント付与されるケースが多いため上記同様の取扱いとなります。

ポイント分は補助対象外になります!!

・ポイントを「<mark>貯めない・使用しない</mark>」ため、ポイントカード、クレジットカード、電子マネー、QR コード決済等の使用・支払いは控えてください。

④ポスター、チラシ等の掲載内容(イベントの周知を目的としたもの)

- ・イベント名、商店街名は正式名称で表記してください。(略称での表記は不可)
- ・開催期日や期間の掲載は必須です。
- ・イベントの周知に必要な内容のみ掲載可能です。

詳細は P.18、19 参照

季節装飾(イルミネーションや七夕飾り等)事業も周知は必須!

商店街への来街や集客を促すためのイベント実施であることから、 必ずポスター、チラシ等での周知を行ってください。

経費計上の有無は問いません(商店街が自作したポスターを会員店舗 等に掲出等でも可)。

申請時、実績報告時に周知方法を記載してください。

⑤イベントの企画・運営の全てを委託(委託事業者への丸投げ) [NGX]

- ・商店街が自ら企画し、実施する事業を補助対象としているため、イベントの企画その ものを事業者に委託することはできません。また、委託事業者への丸投げ事業は補助 対象として認められません。 後は任せた~
- ・ただし、次の場合は商店街が企画運営に携わることを条件に認めら れます。

[条件付でOK!]

- ・1事業者に全ての業務を委託する場合等
- 季節装飾(イルミネーションや七夕飾り等)事業の場合

[提出書類]

企画運営を商店街が行っていることが確認できる資料(商店街の企画内容をまと めたもの) や議事録等

詳細は P.20 参照

⑥景品、記念品の事前周知

- ・景品、記念品はポスターやチラシ等で品名や数量等を事前周知 することが大原則です
- ・事前周知をしない場合、当該経費は補助対象外です。

詳細は P.18、19 参照

00/ベント

★晨品・・・

★記念品・・・

⑦アルバイト賃金

- ・実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対する賃金は補助 対象外です。
- ・労働基準法を遵守、東京都の最低賃金を遵守 (P.8 1-②参照)

⑧イベント協力者への謝礼

・実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対する謝礼は補助 対象外です。

Ⅱ 交付申請について

★ 提出書類一覧・提出期間・提出先

	提出する書類	記載例
1	交付申請書(イベント・活性化共通) 必須	P. 39
2	別紙 必須	P. 40
3	事業費経費別明細 必須	P. 41
4	経費按分表 ※共催で行う事業のみ提出が必要。	P. 42
5	見積書 ※ <u>100万円以上の契約を結んだ場合</u> に、 <u>1事業者分</u> の提出が必要。	-

(1) 提出期間 1回目申請:**令和7年2月17日(月)~同年3月7日(金)** 2回目申請:**令和7年6月16日(月)~同年7月4日(金)**

(2) 提出先 中野区商店街連合会事務局(助成金担当)

住 所:中野区中野2-13-14 (産業振興センター2階)

TEL: 03-6454-1995

Ⅲ 変更(中止)承認申請について

★ 提出書類一覧・提出期限・提出先

		提出する書類	記載例
1	変更等承認申請書	必須	P. 43

- (1) 提出期限 申請した実施予定期間の開始日の前月末まで
- (2) 提出先 中野区商店街連合会事務局(助成金担当)

住 所:中野区中野2-13-14 (産業振興センター2階)

TEL: 03-6454-1995

※申請書類は区ホームページからダウンロードすることができます。

中野区商店街チャレンジ

検索

(区 HP タイトル「商店街が行うイベント事業や活性化事業などに助成します」)

★ 変更(中止)承認申請における注意事項

事業の名称、実施期間等の内容を変更・中止しようとする場合は、区の承認(変更等承認申請の 提出)が必要となります。

<<変更される場合、事業実施前に変更内容を必ずご相談ください!!>>

(1) 判断基準(変更承認申請が必要か不要か)

・事業名称の変更

- ・実施場所の変更
- ・実施期間の変更

※申請時の始期又は終期が概ね3ヶ月を超える変更の場合

- ・実施内容の変更
 - ※イベントの趣旨は変わらないものの、<u>イベントの構成要素が</u> 大きく変更になる場合

実施内容の変更例

- ・イベントの一構成要素のステージイベントを中止し、新たに抽選会を実施。
- ・歳末セール&イルミネーションイベントのセール部分を中止。

不 要

必要

(=軽微な変更)

・実施名称の軽微な変更

・実施期間の変更

※申請時の始期又は終期が概ね3ヶ月以内の変更の場合

・実施内容の軽微な変更

事業名称の軽微な変更例 ・□□商店街夏祭(送り仮名削除) ・□□商店街サマーフェスティバル(英語に変更) ・2024□□商店街夏祭り(西暦を追加) ・□□商店街なつまつり(ひらがなに変更)

事業内容の軽微な変更例

- ・周知チラシの枚数を「10,000枚」から「8,000枚」に変更。
- ・景品を「テーマパークチケット」から「商品券」に変更。

以下の場合は変更が認められません。 中止扱いとなり、全ての経費が補助対象外となります。

不可×

- ・交付決定時の内容と事業の趣旨が大きく異なるもの
- (=中止扱い)
- ・大幅な事業計画の変更

変更承認不可の例(=中止扱い)

※当初のイベント名称から連想される事業を一切実施しない場合等

- ・「餅つき大会」から「歳末セール」に事業名称を変更し、「餅」に関する催しを一切行わない。
- (2) 天災地変(台風等) でイベントの一部が中止となった場合

《原則、使用実績がないものに係る費用は補助対象外!!》

ただし...

自然災害でイベントが<u>一部中止</u>※となった場合、以下の条件を満たすと 対象となる場合があります。

※イベントの構成要素(期間中のセール、抽選会、記念品の配付等)が一つでも実施されていれば一部中止と判断します。

条件

- ・納入や工事の実績を写真等で確認できること。
- ・必ず事前に区もしくは区商連に連絡すること。 (土日祝日の場合は、翌開庁日の始業後すぐに連絡すること。)

対象 〇

- ■実施した分(上記条件をクリア したもの)
- ■天災地変の発生で、やむを得ず 使用されなかった施設、設備の 設営に係る経費

対象外×

■実施されなかった分、あるいは 上記条件をクリアできなかった もの

※イベント自体が全部中止になった場合

チラシ等をすでに配布していたとしても、そのイベントに 関連する経費は**全て補助対象外**になります。

Ⅳ 実績報告について

★ 提出書類一覧・提出期限・提出先

- ※提出書類は、全て**原本のご提出**をお願いします。(印刷物、写真等を含む)
- ※審査後、領収書等の書類は商店街にお返しします。お返しした書類一式は、<u>翌年度から5年</u> <u>間</u>は商店街で保存しておいて下さい。

	提出する書類	記入例 作成例
1	実績報告書(様式5) 必須	P. 44
2	別紙2 必須	P. 45
3	事業費経費別明細 必須	P. 46
4	経費按分表 ※複数商店街の共催イベントのみ	P. 47
5	現金出納簿 必須	P. 48
6	景品(記念品)払い出し表 ※景品・記念品を配布した場合	P. 49
7	商店街商品券換金簿 ※商店街商品券を景品とした場合(区内共通商品券は不要)	P. 50
8	その他台帳(①賃金台帳 ②備品台帳 ③謝礼台帳)	P. 51
9	売上等報告書 ※売上・収入が発生したイベントのみ(イベントへの寄付等)	P. 52
10	協賛金関係書類 ※商店会員からの分担金(負担金) → 会則、議事録等 ※イベントへの寄付等 → 領収書の写し、誰から受け取ったか分かる一覧表	P. 27~29 ※説明のみ
11	領収書・受領書 必須	P. 16∼17
12	請求書・納品書、契約書・見積書	P. 17 ※説明のみ
13	チラシ・ポスター等掲示物類	P. 18∼19
14	議事録等	P. 20
15	写真(補助申請対象経費の写真) 必須	P. 21~23
16	請求書(区あて) 必須	P. 53
17	支払金口座振替依頼書 ※債権者登録されている口座以外に振込む場合	-
18	委任状 ※会長名義の口座以外に振込む場合	-

※実績報告書類は区ホームページからダウンロードすることができます。

中野区商店街チャレンジ

検索

(区 HP タイトル「商店街が行うイベント事業や活性化事業などに助成します」)

- (1) 提出期限 事業終了後、原則1か月以内
 - ※令和8年2月1日(日)~15日(日)の間に事業終了した場合は、 令和8年3月10日(火)まで

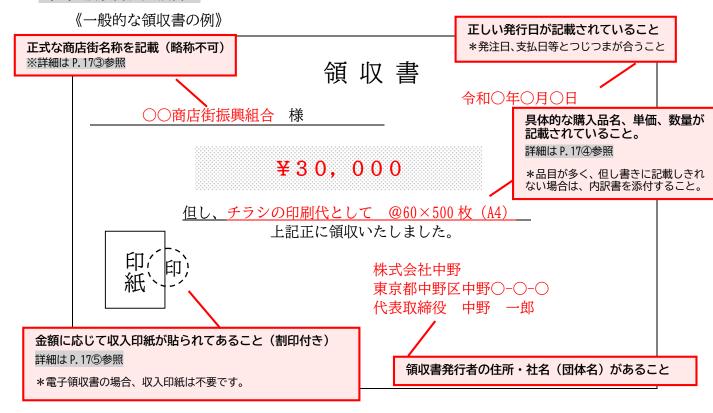
令和8年2月16日(月)~3月中の間に事業終了した場合は、 **令和8年3月19日(木)まで**

(2) 提出先 中野区商店街連合会事務局(助成金担当)

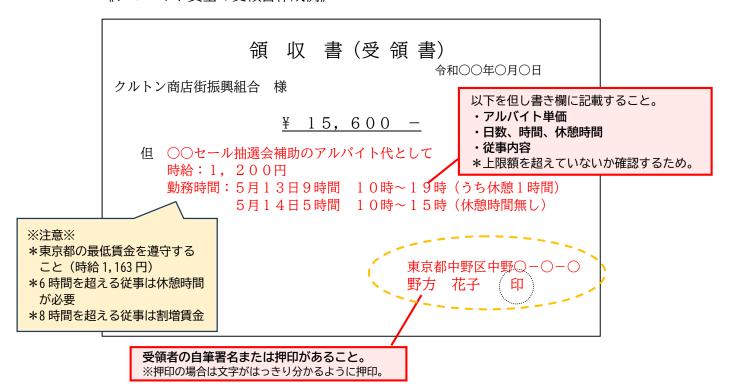
住 所:中野区中野2-13-14 (産業振興センター2階)

TEL: 03-6454-1995

(1)領収書、受領書



《アルバイト賃金の受領書作成例》



注意項目	ポイント	領収書・受領書をやむを 得ず用意できない場合
	■現金支払いと同様に領収書を徴収すること。	以下 2 点を提出 *振込明細書 *明細が分かる書類 (請求書、納品書等)
①銀行振込	■100 万円以上の支払いは口座振込(振替)が原則。 実績報告では「口座振込受付票」と「領収書」の両 方を提出すること。	
	■振込は <u>商店街名義の口座</u> に限る。	_
② レシート	■レシートとは別に領収書を徴収すること。	※レシートのみの場合は、 レシートに正式な商店街名 が記載されていること。
③宛名の書き方	■商店街名は補助金の申請書に記載された正式名称と同一の名称であること。 【共催イベントの場合】代表商店会名に統一する	
④但書	※但書は必須■領収額が2万円以上の経費については、内容、単価、数量等が分かる内訳書(請求書・納品書等)の添付を必須とする(以下、(2)参照のこと)。	
⑤収入印紙	■税抜50,000円(税込55,000円)以上の課税文書には 収入印紙の貼布が必要。 ※消費税額の明確な記載が無い場合、金額が50,000円で も収入印紙の貼付が必要。(電子領収書の場合は不要)	
⑥訂正	■領収印がある場合 →訂正印により修正する。(領収印と同じ印鑑) ※金額欄は修正不可のため領収書を取り直すこと。 ■領収印がない場合 →領収書を取り直すこと。	
⑦ネット注文	■領収書の提出が原則。やむを得ない場合 → ■クレジットカード、スマホ決済(PayPay 等)での支 払いは避けること。	以下 2 点を提出。 *領収書の代用 (商店街名義の振込・代引明 細書) *購入品明細 (注文確定画面のスクリー ンショット等)

(2)請求書等

(4)胡冰	事
請求書 ・ 納品書等	■領収書の額が 2 万円以上の経費については、内訳が分かる請求書または納品書等を添付すること。 ※景品発送の場合、「発送伝票」又は「出荷明細書」を添付すること。 ※請求日が領収日より後になっている等、つじつまの合わないケースが見受けられるため、日付誤りに注意すること。
契約書	■1 件 100 万円以上の経費については、以下①②を行うこと。 ①3 業者から見積書を徴収する。 ②契約書を作成する。
・ 見積書	■契約書は、契約の分類および金額に応じて収入印紙を貼り、割印を押すこと。
	■当初から事業内容が分かっていて、同一会社に発注する予定であれば、1 つの見積書にまとめて作成を依頼し、100 万円以上の場合は契約書を作成すること。

(3)チラシ、ポスター等掲示物類

《ポスターチラシの作成例》

正式なイベント名を記載(略称不可)

意思を見聞い

2025年12月1日~12月24日

お楽しみ抽選会 12月24日開催!

期間中、商店会加盟店にて 1,000 円のお買い物につき 抽選券 1 枚を差し上げます!

特 賞	商店会お買い物券(1万円分)	5本
1等	商店会お買い物券(5千円分)	10本
2等	商店会お買い物券(1千円分)	50本
3等	お米 (5kg)	50本
残念	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方<u>先着200名様</u>に <u>ジュース</u>をプレゼント!

無料配布品や記念品の **用意数を明記**。

※詳細は P. 19①参照

○○商店街振興組合

正式な商店会名を記載

イベントの期間を記載

抽選会等を実施する場合は、参加条件を記載すること。

各景品の等級・品名・数量 (本数)を明記。明記されていない場合は補助対象外。 品物の種類が多く掲載できない場合は、別に一覧表を掲示。

抽選会場にも掲示 し、その様子を撮影 して提出すること。





ポスター、チラシに協賛企業名が入っている場合は、 協賛金を差し引きます!! ※協賛金は必ず収益計上してください。

※景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い物券	5本
1 等	商店会お買い物券	10本
残念賞	生活用品 等 もれなく プレゼント!!	

- ※等級ごとに品名を明記すること(お買い物券〇〇円分 等)
- ※「等」などまとめた表記は×
- ※「もれなく」など数量が特定できない表現も×

【注意!】

■個数表記は必ず記載 (記念品も同様)



注意項目	ポイント	
	■周知はチラシ、ポスター、パンフレットで行うことが大原則。	
①景品、記念品 の事前周知	■以下は補助対象外となるため、注意すること。 a. チラシ、ポスター、パンフレットに表示していないもの b. 表示した数量を超過している分 c. 商品名が記載されていないもの 例)○対象 :「5等 お米 (5kg) 100個」 ×対象外:「5等 商品 100個」	
	■チラシ、ポスター等での表示が変更になった場合等は、当日に商品名やその個数を明示したポスターをイベント会場に掲示し、写真を撮り、それを実績報告の時に提出すること。	
②正式名称	■掲示物には、 <u>イベント名・商店街名を必ず記載</u> し、全て <u>正式名称</u> で表示する。	
③掲載事項	■原則として当該イベントの内容だけを記載すること。 *イベントとは無関係な掲載がある場合、印刷経費・関連経費が全て対象外となる。 ↓無関係な内容とは、以下のものが考えられる。 a. イベント実施商店街とは直接関係のない内容(例:同時期に開催の近隣商店街のイベント情報) b. 商店街が実施する別イベントの情報で、印刷面積の1/10を超えるもの c. イベント実施期間外に個店が実施するセール等の情報 d. イベント内容と関係のない個店の紹介 e. イベントとは無関係の広告(広告収入がなくとも) f. その他イベントとは無関係だと判断されるもの ただし、商店街が実施する別のイベント情報の記載は、1/10以内なら可。	
④団体表記	■原則、チラシ、ポスター等に記載する商店街名はイベントを申請する <u>主催商店街のみ</u> 。(イベント事業は商店街以外の団体名が入ると対象外となるため。) ただし、 <u>共催・協賛・後援・協力の場合</u> は、以下のとおりであれば掲載可。 a. 共催:イベント申請した代表商店街以外の商店街のみ掲載可 b. <mark>協賛:協賛金を収入として収益計上(売上報告)した場合のみ掲載可</mark> c. 後援:後援名義の使用承認を受けている場合のみ可 d. 協力:金銭収入を伴わない人的協力等を受けている場合のみ可	
⑤提出物	■実績報告書の添付は、写しではなく、 <u>「原本(現物)」</u> を提出すること。	

(4)議事録等

⚠ 委託事業 ⚠

下記の場合は、「<u>企画運営を商店街で行っていることが確認できる、商店街の企画内</u>容をまとめた資料や議事録等」を必ず提出してください。

■1事業者にすべての業務を委託する場合等(すべて丸投げは NG)

OKI

■季節装飾(イルミネーションや七夕飾り等)事業の場合

※委託事業者への丸投げ事業は補助対象として認められません。
ただし、以下の場合は商店街が企画運営に携わることを条件に認められます。

《議事録の作成例》

※商店街振興組合は、商店街振興組合法に則って議事録を作成してください。

〇〇商店街通常総会議事録

1 日時 令和○○年○○月○○日(△曜日)□□時から□□時□□分

2 場所 ×××××町集会所

3 会員数 〇〇〇名

4 出席人数 〇〇〇名(うち,委任状提出者〇〇〇名)

5 議案 第1号議案「平成〇〇年度収支決算に関する件」

第2号議案「平成△△年度事業計画に関する件」

第3号議案「役員選任に関する件」

第4号議案「□□□□□□に関する件」

第5号議案「議事録署名人の選任に関する件」

6 議事

上記のとおり出席があったので、△△ が、本会が定足数をもって成立した旨を述べ、○○会長が☆ ☆ を議長に指名したところ、満場異議無く可決し、☆ ☆が議長席に着き、開会を宣して議案の審議に入った。

第〇号議案「クリスマスイルミネーション事業実施の件」

議長は、クリスマスイルミネーション事業計画について、〇〇〇〇に下記の通り説明させ、これを議場にはかったところ、満場異議なく事業実施の可決を決定した。

事業目的:商店街街路灯にイルミネーションを装飾することで、消費者が商店街に訪れるきっかけをつく

り、集客・売上増加を目指す。

事業内容:予算40万円で、12月1日から1か月の期間、商店街街路灯にイルミネーションを装飾する。

記

議事録署名人 〇〇 〇〇 , 〇〇 〇〇

以上の決議事項を明確にするため、議長及び議長の指名した議事録署名人は署名捺印する。 令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 00 00 📵

議事録署名人 〇〇 〇〇 印

議事録署名人 〇〇 〇〇 何

(5)提出写真(補助申請対象)の撮影例

原則として、「対象経費として補助金を申請するものすべて」が写っている写真のご提出をお願いします。(レンタル品、舞台設備や音響機器等含む)

※写真がないと、補助対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

周知費用(ポスター、看板、フラッグ、抽選券等)

文字の判別や内容が確認出来るよう、正面から撮影してください。 撮影角度が悪かったり、距離が遠すぎて内容が分かりづらいものは NG です。

■ポスター

《良い撮影例〇》 正面から撮影



《悪い撮影例×》 撮影角度が悪い



■看板

《良い撮影例〇》 文字の判別が出来る



《悪い撮影例×》文字の判別ができない



会場設営費(ブースの設営やステージなど)

設置状況や実施の様子だけでなく、機材や材料等の内容が確認できるよう撮影してください。

■ブース(ステージ)

《良い撮影例〇》

会場の設営状況、機材等が確認できる



《悪い撮影例×》

設営状況が分からない、機材等も不明確







会場の設営状況だけでなく、 補助対象経費として申請する全 ての機材等も撮影しましょう。

出演費

すべての出演者(補助申請分)について、出演時の様子を撮影してください。

■出演者





景品購入費、記念品購入費(抽選会の景品等)

掲示した景品一覧、用意した景品、抽選会等を行う場合は、会場の様子をすべて撮影してください。記念品も同様に用意したものすべてを写してください。

<u>※景品を郵送する場合は、景品別に景品・封筒・送付文等送るもの一式をまとめて撮影してく</u>ださい。

■抽選会

《良い撮影例〇》

文字の判別ができ、抽選会の様子が分かる



《悪い撮影例×》

抽選会場等の様子が分からない



■景品・記念品

《良い撮影例○》 全ての景品等が撮影されている







《悪い撮影例×》 景品等が何か分からないもの



参考資料 景品表示法について

- ■商店街が行う中元セールや歳末セール等のイベント等で配布する景品や記念品については、 「景品表示法」の適用を受けます。
- ■「景品表示法」は、景品や記念品の「総額」や単価の「最高額」を制限しています。
- ■「景品表示法」に照らして、明らかに違反していると判断されるような場合には、当該経費の みならず、事業費全体が補助対象外となりますので、ご注意ください。

まず、景品類は次の図のように分類されます。

1 景品 (懸賞)

「懸賞」とは、次のような方法によって景品類 を提供することをいう。

- ・抽選、じゃんけん、宝探しなどの偶然性を 用いて定める方法
- ・クイズ、パズルなどの解答を募集し、その 正誤によって定める方法
- ・競技、演技、遊技等の優劣によって定める 方法
- ・作品等(写真、キャッチフレーズ)を募集 し、その優劣によって定める方法

(1) 共同懸賞

商店街振興組合 合、任意商店街(会 員 30 名以上)が行う 場合

(2)一般懸賞

任意商店街(会員 30名未満)が行う場 合

景品類

2 記念品(総付景品)

「懸賞によらないで景品類を提供することをいう。

- ・商品を買った人全員に贈呈する方法
- ・来店した人全員に贈呈する方法
- ・申込み、入店の先着順に贈呈する方法

(例えば)

- ・イベント来場者、先着○名様に□□をプレゼント
- ・イベントの△△△大会参加者、先着○名様に□□をプレゼント
- ・商店街で○円以上ご利用のお客様に□□をプレゼント (○名様分、なくなり次第終了)

1 景品の制限

[景品表示法上の規制(共同懸賞・一般懸賞)]消費税を含んだ金額です。

<u>X</u>	商店街の形態	懸賞に係る	限度額		備考	
分		取引価額	取引価額 景品の最高額		佣名	
共同懸賞	・商店街振興組合 ・任意商店街 (会員 30 名以上)	(金額にかかわらず)	30 万円	懸賞に係る売 上予定額の 3%	・年3回を限度 ・年間通算70日 の期間内	
一般	・任意商店街	5,000 円未満 の場合	取引価額の 20 倍	 懸賞に係る売 上予定額の		
懸賞	(会員 30 名未満)	5,000 円以上 の場合	10 万円	2%	_	

※景品の最高額、総額の両方が限度内であること。



(1) 共同懸賞 [商店街振興組合、任意商店街(会員30名以上)が行う場合] 年3回を限度とし、かつ、年間通算して計70日間の期間内で行うこと。

	例 1	例2
内 容	次のような抽選を行う場合。 ■抽選補助券等の配布条件 a 抽選補助券は 500 円お買い上 げごとに 1 枚配布 b 抽選券は 5,000 円お買い上げご とに 1 枚配布 ■抽選 1 回の参加条件 a 抽選補助券 10 枚 b 抽選券 1 枚 ■抽選補助券等の発行数 a 抽選補助券 4,000 枚 b 抽選券 8,000 枚	お買い上げ等の金額は問わず、商品の 購入等をした人に抽選券を配布し、抽 選を行う場合。
提供する景品 の 最 高 額	*30万円	*30万円
懸賞に係る 売上予定総額 の 計 算	懸賞に係る売上予定総額は、取引価額に抽選補助券、抽選券の発行数をかけて算出する。 a 抽選補助券	取引価額を問わない抽選方法の場合の 懸賞に係る売上予定総額は、各個店の 抽選期間の予想売上を合計した額とし て算出する。 (例) 1 店舗の 1 日平均売上 30,000 円 会員 50 店舗、期間 10 日 30,000 円×50 店舗×10 日= 売上予定総額 15,000,000 円
景品の総額	売上げ予定総額の3%以内のため、 24,000,000円×3%=720,000円 *景品の総額は720,000円以内	売上げ予定総額の3%以内のため、 15,000,000円×3%=450,000円 *景品の総額は450,000円以内

(2) 一般懸賞 [任意商店街(会員30名未満)が行う場合]

	例1	例2
内 容	次のような抽選を行う場合。 ■抽選券の配布条件 2,000 円お買い上げごとに 1 枚配布 ■抽選券の発行数 1,000 枚	お買い上げ等の金額は問わず、商品の 購入等をした人に抽選券を配布し、抽 選を行う場合。
懸賞に係る 取引価額の 区 分	上記より 2,000 円のため、 取引価額の区分は「5,000 円未満の場合」	購入額の多少を問わず景品を提供する 場合の取引価額は、原則 100 円とされて いるため、 取引価額の区分は「5,000 円未満の場合」
提供する景品の 最 高 額	取引価額の 20 倍とされているため、 2,000 円×20 倍=40,000 円 *景品の最高額は 40,000 円	取引価額の 20 倍とされているため、 100 円×20 倍=2,000 円 *景品の最高額は 2,000 円
懸賞に係る 売上予定総額 の 計 算	懸賞に係る売上予定総額は、取引価額 に抽選券の発行数をかけて算出する。 2,000円×1,000枚=2,000,000円 売上予定総額2,000,000円	取引価額を問わない抽選方法の場合の 懸賞に係る売上予定総額は、各個店の 抽選期間の予想売上を合計した額とし て算出する。 (例) 1 店舗の 1 日平均売上 28,000 円 会員 25 店舗、期間 5 日 28,000 円×25 店舗×5 日= 売上予定総額 3,500,000 円
景品の総額	売上げ予定総額の 2%以内のため、 2,000,000 円×2%=40,000 円 *景品の総額は 40,000 円以内	売上げ予定総額の 2%以内のため、 3,500,000 円×2%=70,000 円 *景品の総額は 70,000 円以内

2 記念品の制限

[景品表示法上の規制 (総付景品)] 消費税を含んだ額です。

区	取引価額	限度額	- 備考	
分		記念品の最高額		
総付	1,000 円未満の場合	200円	・無料配布を含む	
景品	1,000円以上の場合	取引価額の 20%		

	例1	例2
内容	2,000 円以上お買い上げの人全員に記 念品を配布する場合。	①お買い上げ等の金額は問わず、商品の購入等をした人全員に記念品を配布する場合。 ②商品・サービスの購入を条件とせず来客者全員に記念品を配布する場合。
取引価額の 区 分	上記より 2,000 円のため、 取引価額の区分は「1,000 円以上の場合」	購入額の多少を問わず、また、商品・サービスの購入を条件とせず、記念品を提供する場合の取引価額は、原則100円とされているため、上記①②ともに、取引価額の区分は「1,000円未満の場合」
提供する	取引価額の 20%とされているため、	*記念品の最高額は200円
記念品の	2,000 円×20%=400 円	
最 高 額	*記念品の最高額は400円	



複数の記念品を配布する場合の注意

(例) イベント来場者先着○名様にジュースとオリジナルボールペンをプレゼント!

無料配布なので記念品の限度額は200円

派門自門 ひの と 日の出口の 大人 大 民 に こ こ こ こ				
	ジュース	ボールペン	合計額(稅込)	
OK!	100円	100円	200円	
NGX	100円	140 円	240 円	

来場者 1 人あたりに 提供される記念品の 合計額で判断を!

参考資料 「協賛金」の取扱いについて

- ■イベントで協賛金・寄付金等を受け取った場合は、収入(収益)計上する必要があります。<u>総事業費のうち、対象経費となる経費から、収入(収益)を減額した残りの部分が補助対象経費となります。</u>
- ■商店街会員からの負担金(分担金)とは分けて考えます。
- ■協賛金の例

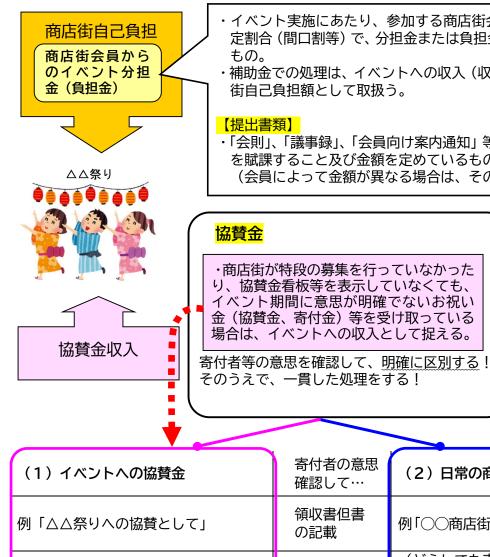
協賛金看板(いわゆる「花掛け看板」等)、企業名入りの提灯、ポスターやパンフレットでの広告、協賛金の表示。企業、町会、個人等からの協賛金、寄付、お祝い金。

■「寄付金(協賛金)」の取り扱いについては、下表のとおりです。P.28、29 もご参照ください。

	商店街会員からの 分担金(負担金)	寄付金(協賛金)	
目 的	対象イベント経費の不足分 を会員から集める	イベントへの寄付	商店街活動全般への寄付
寄付金の 取 扱 い	分担金(負担金)として処 理	イベントへの収入として取 り扱う	イベントへの収入としては 捉えない
決算書	分担金として計上	イベント事業(特別会計) に収入計上	商店街活動への収入として、一般会計の決算書への記載(収入計上)を行う。 ※この記載が無い場合は、イベントへの寄付と見なし、補助金の返還を求める場合もあります。
補助金処	以下の提出が必要 ・分担金(負担金)を徴収 することを事前に決定して いることが分かる書類 例)・会則 ・議事録 ・会員向けの案内通知	以下の提出が必要 (1) 売上等報告書 (2) 領収書の写し(但書に "○○イベント協賛金"等 と記載)、または誰から受 け取ったか分かる書類(一 覧表等)	補助金の手続き上は、提出書類は不要です。 ※提出は不要ですが、商店街活動全般への寄付と分かるよう、領収書(但書に"〇〇商店街活動支援"等)、意思を明確にするものを貰っておく必要があります。
理に必要 な手続き	◎補助金申請書〔別紙〕(商店街負担額の内訳)「負担金」欄に金額を記入◎実績報告書〔別紙2〕(商店街負担額の内訳)「負担金」欄に金額を記入	申請時には申告は不要です。 実績報告書〔別紙2〕 (収益事業の内訳)の欄に 「協賛金」として金額を記 入	補助金の手続き上は、申請 書等に記載することはあり ません。
	補助金の申請には、別途提出 類』の提出が必要です。	出義務のある振興組合を除き『	'会則』『役員名簿』『決算書
特記事項	イベント実施にあたり、参加する商店街会員に均等または一定割合(間口割等)で、分担金または負担金の名目で賦課する場合には、協賛金には入れず、商店街自己負担額として取扱いをして良いものとします。	イベント会場で受け付け、 "花掛け"等を掲示している場合には、その寄付はイベントへの寄付として捉えます。	イベント会場への花掛け等には掲示しない。 ※花掛け等の掲示がどうしても必要な場合は、事前協議をお願いします。商店街活動全般への寄付であることが分かるよう表示するなど、特段の手続きが必要で、都ともその都度協議します。

※上表によらず、別途特段の対応が可能な場合は、改めて都と協議しますので、事前に 区担当までご相談ください。

<商店街会員からの分担金と協賛金>



・イベント実施にあたり、参加する商店街会員に均等または-定割合(間口割等)で、分担金または負担金の名目で賦課する

・補助金での処理は、イベントへの収入(収益)ではなく、商店

・「会則」、「議事録」、「会員向け案内通知」等で負担金(分担金) を賦課すること及び金額を定めているもの。

(会員によって金額が異なる場合は、その基準も記載。)

意思の確認方法の例

- ・封筒に「日常の商店 街活動へ協賛金」等と 記載してもらう。
- ・対面の場合、受付時 に意思の確認をする。

(1)イベントへの協賛金	寄付者の意思 確認して…	(2)日常の商店街活動への協賛金	
例「△△祭りへの協賛として」	領収書但書 の記載	例「○○商店街活動への協賛として」	
例「△△祭りに協賛いただいた皆様」	花掛けの記載	(どうしても表示が必要な場合) 例「○○商店街活動に協賛いただい た皆様」	
例の公協会を発生した。	協賛金看板 ※(1)と(2) の看板を区別	(どうしても表示が必要な場合) 例	
協賛金を補助事業であるイベントの事 業収入(収益)として収入算定する。	補助金の処理	協賛金を補助事業であるイベント の事業収入(収益)に入れない。	
△△祭りの収入として、イベント事業 (特別会計)への記載(収入計上)を 行う。 ※事業外収入ではない。	決算書の記載 整合性を図る!	商店街活動への収入として、一般 会計の決算書への記載(収入計 上)を行う。 ※事業外の収入として記載する。 ※イベントの項目に収入として記 載しない。	

次ページ記載の注意点を再度確認してください! □

- 注意1 決算書で収入の有無を確認しますので、イベント経費や協賛金に ついては決算上わかるように記載をお願いします。
- 注意2 実績報告書の金額と商店街の決算書の金額が一致するように記載してください。
- 注意3 決算書には、支出「イベント事業費」や、収入「補助金収入」のように複数の項目をまとめずに、項目ごとに分けて記載するようにお願いします。
 - (例) 年間で以下2イベントを実施した場合
 - ・○○まつり(イベント協賛金あり)
 - ・△△セール (イベント協賛金なし)

費用の部		収益の部		
科目	金額	科目	金額	
○○まつり事業費	<u>¥</u>	○○まつり補助金	<u>¥</u>	
		○○まつり協賛金	<u>¥</u>	
△△セール事業費	<u>¥</u>	△△セール補助金	<u>¥</u>	

注意4 実績報告書に記載の無い収益や協賛金が、決算書にあった場合には、内容を伺う場合があります。 収入計上していなかった場合は補助金返還となる場合もありますので、整合性を図り、一貫した処理を行ってください。

VI 質疑応答集

1 補助対象事業

Q1「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を 2回に分けて行う場合も含まれるか。

連続する期間に行われる行事に含まれます。

Q2「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。

補助対象となる共催事業は、商店街による共同実施の場合のみです。共催ではなく、商店街が主催するイベント事業に地域の団体等が参加する場合は、商店街が負担する経費についてのみ対象となります。

Q3 例えば商店街等以外の団体(町会等)を含めた運営(実行)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施する場合は補助対象となるか。

商店街が行うイベント事業、又は複数の商店街が共同して行うイベント事業が補助対象であり、それ以外のものは対象とはなりません。よって、実行委員会の構成員に商店街以外の団体が含まれる場合は、対象外となります。

Q4 同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。

申請することができます。(**任意商店街は、活性化事業イベント事業それぞれ1回ずつ。**)

Q5 「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業申請できるということか。

共催事業が1回でもあれば、年間合計3事業の申請ができます。

Q6 「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。

チラシ・ポスター等の作成のみを行う事業、フラッグ掲揚のみの事業は補助対象外となります。

ただし、**周知を伴う**季節装飾(イルミネーション装飾や七夕飾りなど)を行い、商店街に <u>集客を促す</u>事業については、イベント性があることを鑑み、商店街自らが企画運営に携わる ことを条件に補助対象とします。

2 補助対象経費(イベント事業)

(1)事業周知に要する経費

に出現するものをいいます。

Q7 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は対象外となりますので、前年度に行われたもの については補助の対象とはなりません。

Q8 イベント周知をホームページで行った場合は、補助対象となるか。

イベント専用のホームページの新設または専用ホームページの更新のみを対象とします。既存の商店街ホームページの更新については経常的経費と判断し、補助対象外となります。イベント専用のホームページの新設とは、(イベント名).com といったイベント限定ドメインを取得したものや、通常の商店街ホームページの表示とは異なる形でイベントページが新た

実績報告時は、新設ページまたは更新ページをコピーしたものを提出してください。

Q9 イベントの周知として SNS を活用した場合は、補助対象となるか。

商店街のアカウントの開設や運用については、経常的な経費として補助対象外になります。 ただし、以下の事例等であれば、補助対象として認められます。

- ・イベント専用アカウントの開設及び運用に要する経費
- ・イベントを周知するにあたり、文章の考案、投稿日時の選定及び投稿用の画像編集等、SNS の運用に関して専門的なサポートを受ける経費
- ・商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)以外(いわゆるインフルエンサー等)に、 イベント情報の周知を依頼した場合に要する経費

Q10 印刷物等使用しなかった分の補助対象外経費はどのように算出するか。

印刷物を作成するにあたっては、デザイン、版、印刷がそれぞれ必要な構成要素になっていることから、印刷物作成に係る経費の合計額から作成した枚数を割り返して1 枚当たりの単価を出し、使用しなかった枚数分を補助対象外経費としてください。

- (例) チラシ印刷経費の合計100,000 円、1,000 枚作成し、200 枚未使用の場合 (内訳:デザイン費20,000 円、版代20,000 円 印刷費60,000円)
 - ·100,000 円÷1,000 枚=100 円/枚
 - ·100 円×200 枚(未使用分) = 20,000 円が補助対象外経費

(2) 会場設営及び運営委託に要する経費

Q11 イベント当日が悪天候等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。

天災地変(台風等)でイベントが一部中止となった場合、実施した分のほか、天災地変の発生によりやむを得ず使用されなかった施設・設備の設営に係る経費について、納入や工事の実績を写真等で確認できるものに限り、使用実績がなくても対象とします。しかし、設営されなかった分については、補助対象外となります。

(3) 景品購入費

Q12 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。

配布実績の確認できない景品購入費は補助対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの(受払簿の具備等)による確認 が考えられますが、末等景品等個数の多いもの以外は、原則的に景品 1 点ごとに当選日時、景 品名を記録した受払簿を具備するようにしてください。

※当選日時ではなく、当選者の氏名(フルネーム)の記録でも構いません。

Q13 ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日に商店街 主催の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使用し た場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。

1つの商品券が

- ①加盟店で使用できる商品券
- ②イベント当日に商店街主催の模擬店で使用できる商品券
- の2つの性格を持つ場合、いずれの経費についても補助対象となります。 なお、①と②に係る経費については、それぞれについて換金簿や受払簿を作成するなどして、 経費が重なることがないようにしてください。

Q14 景品・記念品としての供与を禁止している商品は補助対象となるか。

商品の販売事業者やテーマパークチケット等の発行元が、景品・記念品としての供与を禁止している場合、補助対象外となります。

Q15 イベント事業の景品(記念品)としてデジタル地域通貨・商品券等は認められるか。

①商店街が発行するデジタル通貨・商品券等

紙で発行する商店街商品券と同等、期限を定めて商店街の会員店舗で換金された分のみ補助 対象となります。

- ②区市町村が発行するデジタル通貨・商品券等
 - ○利用期限が無期限の場合

紙の区市町村内商品券と同様に、当選者に配布された時点で補助対象となります。

○利用期限がある場合

期限を定めて換金された分のみ補助対象となります。

- ③全国的・汎用的なデジタル通貨
 - ○利用期限が無期限の場合

期限内に換金されなかった分は現金と同等の扱いになるため、補助対象外となります。

- ※期限を定めて換金された分のみ補助対象です。
- ○利用期限がある場合

失効した際に、区市町村や商店街、連合会等の歳入とならなければ、補助対象となります。 ※区や商店街、連合会等の歳入になる場合は、期限を定めて換金された分のみ補助対象です。

(4) 記念品購入費

Q16 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。

記念品は、不特定多数の者にあらかじめ周知しているものが対象となります。余った物品を 無料配布しても、記念品とはみなせませんので対象外となります。

(5) 出演料

Q17 出演料を払っている出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるか。

出演料とは別に支払われる交通費、飲食、手土産等は儀礼的な経費と解されますので、原則として補助の対象となりません。これは、役員や来賓等の特定の者に係る経費を対象外としているのと同様に、これら経費は儀礼的なものであり、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないとの判断によるものです。

(6) その他諸経費

Q18 事前準備に必要な倉庫等の賃借料は補助対象となるか。

単に物品の保管を目的とした倉庫等の賃借料は、イベント事業に直接必要な経費ではないため、対象外となります。

Q19 事前打ち合わせに係る経費は補助対象となるか。

事前打ち合わせに係る経費(会議室賃借料、茶菓飲食に要する経費、印刷費、通信費、交通 費等)は特定の方に対する費用であること及びイベント事業に直接必要な経費ではないため、 対象外です。

Q20 行政機関や職員に対する謝礼は補助対象となるか。

行政機関の職員が兼業兼職の許可を得ずに報酬又は報償を得ることはできませんし、商店街事業への従事で兼業兼職許可が下りることはありません。

また、行政機関は謝礼を歳入することができないため、行政機関が謝礼を受領することはあります。

その他、国立・公立の学校についても、国・地方公共団体が設置する施設のため、学校名義での謝礼受領は補助対象外となります。ただし、私立学校は学校法人が設置しているため、謝礼が補助対象となります。

Q21 イベント用にレンタカーを借りた場合、レンタル料は補助対象となるか。

宣伝カー、トラック等による運搬は対象となります。また、ガソリン等の燃料は、使用用途 及び使用量が明確でないため、原則として対象外です。

ただし、レンタカーを満タン返しする場合は例外的に対象となります。

Q22 自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。

「使用実績のないもの」「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。

Q23 姉妹都市等の商店街関係者がイベントに物産品を運んで参加してくれているが、この場合ガソリン代は補助対象となるか。

この場合のガソリン代は、使用用途及び使用量が明確でないため対象外となります。「使途が明確でない経費」は対象外となります。ただし、宅配便代、又は姉妹都市等の関係者に対する謝礼であれば補助対象となります。

Q24 商店街関係者による景品等購入に伴う交通費は補助対象となるか。

実施主体である商店街関係者に対する経費のため対象外となります。

Q25 イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。

事業実施に直接必要な消耗品とは認められませんので、対象外となります。

Q26 補助対象となる保険の種類や期間はどの範囲までか。

イベントは不特定多数の人が参加するため事故等があった場合、賠償等多額の費用がかかる 恐れがあります。そのため、イベント主催者の責任として不測の事態に備えて保険に入ること は必要であると考え、賠償責任保険(食中毒に関する保険を含む)及び傷害保険に限り補助対 象としています。

なお、商店街関係者のみを対象とする保険料は、補助対象外となります。

そのため、イベント中止の際に保険金が給付される保険は、もっぱら商店街の内部に対する ものであるため対象外となります。また、イベント中止保険等が一体となった保険については、 個々の保険料割合が明確に区分できる場合に限り、按分により算出した賠償責任保険料と傷害 保険料が対象となります。

期間については、イベント期間をイベントの準備から撤去(ステージや櫓等の設営から撤去 まで)までとし、その期間に係る保険料が対象となります。

Q27 文房具等の消耗品は補助対象となるか。

補助事業以外にも使用できるボールペン、シャーペン、のり、ガムテープ等、汎用性の高い 文具・事務用品は原則対象外となります。ただし、補助事業に直接必要な経費であり、使い切 りであると判断できる場合には補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

Q28 神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。

玉串料等の支払いは、憲法第89条の公金支出の禁止条項に該当する恐れがありますので対象外となります。

Q29 警備委託等の経常経費は補助対象となるか。

イベントの実施期間に限り警備等を委託する場合は補助対象となります。

Q30 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料等の支払いは補助対象となるか。

イベント等の開催に際して、騒音その他の理由により近隣等に対して支払われる、所謂迷惑 料等の経費については、儀礼的な経費と解されますので**補助対象外**となります。

役員や来賓等の特定の者に係る経費を対象外としているのも、これら経費は儀礼的なものであり、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないとの判断によるものです。

Q31 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。

収入印紙は、印紙税法に基づく税金のため対象外となります。

Q32 中古品を購入した場合、補助対象となるか。

中古品を購入しても差し支えありません。ただし、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。なお、故障した際の修理代は対象外となります。

Q33 イベント来場者のために借り上げた駐車場賃借料は補助対象となるか。

イベント当日の来街者用であることが明らかな(あらかじめ周知されている)駐車場又は駐車スペースの賃借料は補助対象となります。

ただし、時間貸し駐車場等の来街者負担分を商店街が立替えるような場合は、駐車目的がイベント来場であるとは明確に判断できないため対象外となります。

Q34 有料レジ袋は補助対象となるか。

補助対象の物品を購入した際に持ち帰り用に購入する有料のレジ袋は、補助事業に直接必要のない経費となり、補助対象外となります。

3 収益事業

Q35 模擬店(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。

収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

Q36 他団体や個店が模擬店等を実施する場合、経費は補助対象となるか。

他団体や個店(商店街の会員店舗含む)が実施する模擬店等に係る経費は、原則補助対象外となります。ただし、イベントの周知もしくは会場設営の一環として共通にかかる経費である場合は、補助対象となります。

(対象経費の例) …他団体や個店(商店街の会員店舗含む)が実施する模擬店等の情報が掲載されたチラシ、ポスターの印刷費、テント設営費、模擬店エリア全体で使用できる金券等

(対象外経費の例) …材料費、アルバイト賃金、特定の模擬店でしか使用できない金券等

Q37 収益事業の「売上・収入」の取扱いはどうするか。

総事業費のうち補助対象となる経費から売上・収入を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して売上・収入があった場合は、その内容がわかる書類を必ず実績報告書に添付してください。

Q38 サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も売上げとなるのか。

商品等の対価として支払われた現金のみと考えてください。

Q39 売上・収入が発生した場合、書類の確認のみでいいか。

売上・収入があった場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(自筆)または記名押印した書類を区に提出してください。※署名・記名はフルネーム

Q40 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の売上・収入と同様に補助 対象から差し引かなければならないか。

フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象経費に含めている場合は、出店料を補助対象経費から差し引いてください。

Q41 模擬店の売上・収入を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店 材料費は補助対象となるか。

補助対象となります。ただし、寄付した金額を含め売上・収入は、他の模擬店と同様に補助対象経費から控除されます。

4 実績報告

Q42 「100万円以上の経費については3業者から見積書を徴し」とされているが、出演料、賃借料についても必要か。

「商慣行上、複数業者から見積書を徴する必要がない」、また「その他特別な理由が明確にある」と解される経費については不要です。

Q43 オンラインショッピングで購入した場合の見積書は、購入画面をプリントしたものでいいか。

客観的に見て内容等が明確であれば構いません。

5 その他

Q44 同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいか。

同一名称でイベントを行う場合の表記方法については任意ですが、事業名に①、②等を付け、 必ず区別するようしてください。

Q45 天災地変または感染症拡大により、イベントの中止または実施内容の一部に変更があった場合、事業開始後に変更等承認申請書を提出しても良いか。

変更等承認申請書は、原則当該事業開始より前に区へ提出し、承認を受ける必要がありますが、感染症拡大により、イベントの中止または実施内容の一部に変更があった場合は、事業開始後の変更等承認申請書でも認める場合があります。変更が決まり次第、区もしくは区商連へ連絡してください。

(想定例)

交付申請時の実施予定が6月10日~6月30日のイベントについて、当初3か月以内で延期する予定であったが、見通しが立たず、12月10日~12月30日に延期する場合

⇒6月10日以降、変更が決まり次第、速やかに区もしくは区商連へ連絡し、

ご提出をお願いします。

※12月10日以降(イベント開始後)の変更等申請は不可。

Q46 代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得しても構わないか。

原則として、<u>代金支払い時にポイントカードを利用しないでください</u>。 ポイントを取得した場合は、**取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。**

Q47 代金支払い時にクレジットカード、電子マネー等を使用しても良いか。

ポイント (利益) を享受できてしまうため、原則として、<u>代金支払い時にクレジットカード、</u>電子マネー等を利用しないでください。

理由は次のとおりです。

- ①ポイント分 (期間限定ポイントアップ含む。)を控除する必要があるため、明細が分かる書類の確認や提出等が必要となる。
- ②法人のクレジットカードを持っていない法人商店街や任意の商店街では、会長や担当者の個人名義のカードを使うことになるが、当該個人名義の支払が商店街事業に関する支払であることの確認や商店街からカード名義人への金銭支払を証明する書類の提出等が必要となる。
- ③補助期間内に口座からの引き落としまで完了している必要があるため、引落日の分かる書類 の確認や提出等が必要となる。

クレジットカードを利用した場合は、これらの書類が全て整っている場合に、取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。

Q48 オンライン配信をするのみのイベントは補助対象になるか。

イベント事業は、当該商店街の街区内で行うことを補助要件としているため、原則として、 オンライン配信のみを行うイベントは補助対象外となります。

ただし、以下の要件を満たすイベントであれば、補助対象となる場合がありますので、必ず 事前にご相談ください。

①期間限定であること

(※恒常的な商店街PR動画は活性化事業をご活用ください。)

②商店街に関係する配信内容とした上で、配信を見た方が商店街に来街する仕組み (オンライン抽選の景品を商店街商品券にする、配信のキーワードをいうと特典が得られる等) が取られていること

なお、下記は明らかに補助対象のイベントとはいえない例となります。

- ・盆踊りや演奏等の様子を配信するだけのもの
- ・商店街と関係ない内容を配信するだけのもの
- ・過去のイベントの様子を配信するだけのもの

Q49 街区内でのイベントに加え、オンライン配信する場合は、補助対象となるか。

当該商店街の街区内でリアルにイベントを実施しつつ、その様子などをライブで配信する場合や上記Q48の①、②の要件を満たし、リアルのイベントとの一体性があると認められるときは、オンライン配信に係る部分も補助対象となります。

Q50 街区内でのイベントに加え、動画撮影をする場合は、補助対象となるか。

当該商店街の街区内でリアルにイベントを実施しつつ、その様子などを動画で撮影・配信する場合は、動画の撮影や編集に必要な経費も補助対象となります(備品購入に係る経費は除く)。

ただし、恒常的な商店街 PR 動画は、イベント事業としては補助対象外になります(活性化事業をご活用ください)。

VII 記入例·作成例集

1	申	請書		Į																								
	1	交价	寸申	l請	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9	Р	
	2	別約	纸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0	Р	
	3	事美	業費	経	費	RIIE	归	細		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1	Р	
	_	経					•	•										•	•	•			•		1	2	D	
		422																							•	_	•	
2	変	更明	申請	書	類	Į																						
	1	変	更等	承	認	申詞	青	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3	Р	
3	実	績幸	设告	禧	類	Į																						
	1	実統	責報	浩	書		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4	Р	
	(2)	別絲	纸2		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	4	5	Р	
	_	事	-		書	ZIJE	旧	細		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		6		
		経				7.7	, ,	THE T									_									7	-	
	_					此五	•	•	•	Ĭ	Ĭ	·	•			•	•	•	•	•	Ĭ	•	·	•		_	_	· 2 D
	(5)	₹(. ₹24	• -	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4.0		ŏ	~ 5	3 P
		(5)- (5)-	-		金出			-	٠,	• ±/	٠,	· ш	• =	• =	• •	•	•	•	•	•	•			4 8 4 9	-			
		<u>5</u> -												α • •		•								4 9 5 0				
		<u>5</u> -											催	品	台	帳.	1	射ネ	l.台	補	,)			5 t				
		<u></u>								•	•	•	•	• •		•	•	•	•	•	•			5 2	-			
		5-	6	請	求書	<u></u>	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•		,	5 3	ВР			

様式第1(第6条関係)

令和7年4月1日

中 野 区 長 宛て 商店街名 □△商店街振興組合 代表者名 理事長 〇 〇 〇 肩書を必ず記入! 所 中野区 $\Box\Box$ 1-2-3話 (3228) △△△△

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補 助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請する。

□△夏祭りセー<u>ル</u> ほか 2 事業 1 事業の内容 別紙のとおり

- 2 補助金交付申請額
 - (1) 補助金交付申請額

円 金 1,231,000

都補助額と区補助額の 合計金額を記入

(2) 補助金交付申請額の内訳

(単位:円)

•				V
	事 業 名	総事業費	補助対象経費	交付申請額
	□△夏祭りセール	748, 475	747, 075	498, 000
	□△歳末セール	680, 000	600, 000	400,000
	商店街マップ作成	500, 000	500, 000	333, 000
事	業名を <u>正式な名称</u> で記入		1, 847, 075	1, 231, 000

- ※この事業名で東京都へ申請します。 ※変更があった場合は、変更申請が必要です。
- 3 本申請についての連絡先等

担当者名	会計 □□	会計 🗆 🗆 🗆					
連絡先	電話番号	$(3389) \times \times \times \times$	FAX 番号	$(3389) \triangle \triangle \triangle \triangle$			
メールアドレス <u>syogyosinko@city.tokyo-nakano.lg.jp</u>							

【記入例】 1-② 別紙

申請

別紙 (イベント事業の場合)

区市町村商店街振興事業名 中野区商店街チャレンジ戦略支援事業

事業名

□△夏祭りセール

【始期】ポスター等で周知している

商店街名

イベント開始日とすること。

(会員数 42 人)

□△商店街振興組合

3 実施期間(景品等交換) 含む。)

令和7年7月3日

から 令和7年8月10日

【終期】景品を商店会商品券にした場合は、 換金期限終了日を実施期間の終期とすること。 景品発送がある場合は、その最終発送日。

4 実施場所

□△商店街振興組合内

何を実施するのか具体的に記入すること。

まで

事業の具体的な内容

中元の時期に合わせてセールを実施するとともに、集客効果を高めるため以下の事業を実施する。 ①チラシ6,000枚を印刷し、新聞折り込み及び会員店舗にて配布する。商店街会員店舗でのお買物 1,000円に付き抽選券1枚を配布する。【周知費用】

②セール最終日 (7月16日予定) には、夏祭り会場 (街区内) でステージイベントを行い、町会会館 (街区内) で抽選会を開催する。ステージの設営撤去 (音響照明等設備のレンタルを含む) 費用、町

(街区内)で抽選会を開催する。ステーンの取自用力 、 会会館使用料が発生する。【会場設営費】 ③抽選会の景品は、ペア旅行券 (1万円超分は対象外)、商店街商品券を用意する。【景品購入費】 ④7月16日 (予定)に商店街路を通行止めにして、夏祭り(ステージイベント)を開催し、当日の来 田老に生善で商店街名入りうちわを配布する。【記念品購入費】

⑥模擬店を実施し、かき氷を1個100円で販売する。また、商店街商品券印刷、保険、ゴミ処理手 数料、道路使用許可手数料、写真現像代、振込手数料が発生する見込み。このほか、抽選会補助とし てアルバイト活用の経費、抽選会で使用する商店街法被(備品台帳あり)のクリーニング経費を予定 している。【その他諸経費】

※スケジュール (予定) セール期間:7月3日~7月16日、夏祭り及び抽選会:7月16日、商店街商品券 の使用期限:7月31日、使用された商品券の換金期限:8月10日

景品・記念品に ついては、何を 用意するのか具 体的に記載する こと。(予定で OK)

※収益事業の有無

有

無 (有の場合、具体的な内容を記入)

かき氷を販売 100円×500名

※景品の有無

有

(有の場合 売上げ予定総額 5,000,000円)

期待される効果

ボーナスや中元の時期を商売の絶好の機会と捉えた事業であり、また、夏祭りを開催することで商店街が地域の皆さまとの交流とふれあいの場として発展していくことも期待できる。

(目標来街者数 10,000 人)

経費(単位:円)

経費区分	総事業費		
柱貝匹刀	(a)	対象経費 (b)	対象外経費
周知費用	62, 425	62, 425	0
会場設営費	260,000	260,000	0
景品購入費	61, 400	60,000	1, 400
記念品購入費	200,000	200,000	0
出 演 料	100,000	100,000	0
その他諸経費	64, 650	64, 650	0
計	748, 475	747, 075	1, 400

(商店街負担額の内訳)

	54 177 18 °V 10/1/
区分	金額(e)
積立金	250, 475
負担金	
借入金	
その他	
計	250, 475

都補助額(c)と区補助額(d)の

*交付申請時は、総事業費から収益を差し引く必要はありません

合計金額が交付申請額 本件記載例の場合、498,000円

総事業費	補助対象経費	都補助額 (c)	区市町村補助額	商店街負担額
(a)	(b)		(d)	(e=a-c-d)
748, 475	747, 075	373, 000	125, 000	250, 475

- ●補助対象経費が百万円以下の場合は補助対象経費の2分の1
- ●補助対象経費が百万円超えの場合は補助対象経費の3分の1 (いずれも千円未満切捨て)
- (都、区合計)の負担割合で計算した補助額3分の2から都補助額を 引いた額。 【補助率】
- ・ 補助対象経費が百万円以下の場合は、補助対象経費の6分の1 ●補助対象経費が百万円超えの場合は、補助対象経費の3分の1 (いずれも千円未満切捨て)
- ★補助金額の算出方法(総事業費、百万円以下の本件記載例について説明)
- まずは、都と区の補助額合計(c+d)を算出。補助対象経費747,075円×2/3≒498,000円(千円未満切捨て)
- 都の補助額(c)を算出。補助対象経費747,075円×1/2≒373,000円(千円未満切捨て)
- 区の補助額(d)を算出。上記アで算出した都と区の補助額合計498,000円-上記イで算出した都補助額373,000円=125,000円

【記入例】1-③ 事業費経費別明細

申請

			商店街名		△商店街振興	組合	
		L				(単位:円)	<u>'</u>
経費名称	数量	単 価	金額	補助対象経費	補助対象外経費	備考	
【周知費用】]
チラシ印刷代	6,000	4.8	28, 800	28, 800	0	A4カラー両面]
チラシ新聞折込代	5, 000	4. 725	23, 625	23, 625	0]
抽選券印刷代	5,000	2	10, 000	10, 000	0	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
小計			62, 425	62, 425	0]
【会場設営費】						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
抽選会場使用料	1	10, 000	10, 000	10, 000		4	>-
ステージ設営・撤去費― 式(設備レンタル含む)	1	250, 000	250, 000	250, 000		1万円以上(税) 弘簿(当選日時、	
小計			260, 000	260, 000	が記載され	にているもの)がな	
【景品購入費】					は補助対象	外 となります。	
ペア旅行券	1	11, 400	11, 400	10, 000	1, 400	1万円超分対象外	11
□△商店街商品券回収分	100	500	50, 000	50, 000		500円券×100枚	1
小計	100		61, 400	60, 000			Ц
【記念品購入費】					【景品上限	以 単価: 1万円 総額:90万円	
うちわ(商店街名入り)	1,000	200	200, 000	200, 000		. דכלסל - אםטאוי	7
小計	1,000	200	200, 000	200, 000			1
			200, 000		<u>`</u>		
イベント出演料	2	50, 000	100, 000	100, 000	0	サンバ団体、和太	1
小計			100, 000	100, 000	0	鼓団体を予定	1
【その他諸経費】					<u>`</u>		
氷	1	20, 000	20,000	20, 000	0	かき氷用	†
シロップ	10	500	5, 000	5,000		かき氷用	1
カップ・スプーン	500	10	5, 000		バイト賃金の注		
商店街商品券印刷	100	10	1, 000	*時	間単価は <u>最低賃</u>	金を下回らない。こと	
賠償責任保険・傷害保険	1	2,000	2, 000	(20		まで1,163円。最新情 は、 <u>単価1,310円以</u>	
料 ごみ処理手数料	1	13, 990	13, 990	*商	店街関係者及び	司居する親族(同-	-生計)
道路使用許可手数料	1	2, 100	2, 100		アルバイト賃金	を支払うことはでき	きません。
記録写真現像代	1	2, 000	2, 000		事項	6141 1	
振込手数料	9	880	1, 760	** ** <mark>/</mark>	協力者に対する 街関係者及び同	謝礼についても、 罟する親族(同一生	注計)に
抽選会アルバイト賃金	5. 5	1, 200	6, 600	/ /	て支払うことは		
商店街法被クリーニング	J. J 1	1, 200	5, 200	5, 200	0	備品台帳あり	11
·····································	4	1,000	64, 650	64, 650		MARR 19 1842/ /	<u> </u>
経費区分	分計		金額	補助対象経費	補助対象外経費	備考	i
周知費用			62, 425	62, 425			11
会場設営			260, 000	260, 000	0		
景品購入	費		61, 400	60, 000	1, 400	•	
記念品購	入費		200, 000	200, 000	0	•	
出演料			100, 000	100, 000	0		
その他諸	経費		64, 650	64, 650	0		
合	計		748, 475	747, 075	1, 400		1

^{*}間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

※共催事業のみ提出

○○盆踊り大会 経費按分表

(交付申請額) (単位:円)

番号	商店街名	代表者名	総事業費	補助対象経費	都・区計		
						都	区
1	○○商店街振興組合	中野太郎		525,000	350,000	262,000	88,000
2	○○商店会	野方次郎	1,750,000	525,000	350,000	262,000	88,000
3	△△商店会	沼袋三郎		350,000	233,000	175,000	58,000
4	□□商店会	鍋横四郎		350,000	233,000	175,000	58,000
	合	計		1,750,000	1, 166, 000	874,000	292,000

按分表の考え方(各商店街に均等に按分していない場合はその考え方を記載) 商店街会員数の割合に応じて算出した。

(実績報告額) (単位:円)

	各商店街に均等に按分していない場合はその考え方を記載すること。												
番号	商店街名	代表者名	総事業費	補助対象経費	都・区計	-							
						都補助金	区補助金						
	合	計		0	0	0	0						
按分	表の考え方(各商店	街に均等に按分していた	ない場合はその考え	え方、また、申請時	と按分率を変更	した場合はその	理由を記載)						

※交付申請時は、上段に記載し、下段は実績報告時に記載して下さい。

中 野 区 長 宛て



	ĺ	商店往	封名	□△商店街振興組合
肩書を必ず記入!	_ _	代表す	者名	理事長 〇 〇 〇 〇
	1	住	所	中野区□□ 1-2-3
	i	電	話	$(3\ 2\ 2\ 8)\ \triangle\triangle\triangle\triangle$
	· N			

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る 補助事業の内容の変更等承認申請書

令和7年4月1日付け7中区産第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更(中止)したいので、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請する。

記

-	□△商店街振興組合
2	事業名□△歳末セール
3	補助金交付決定額
Έ.	金 400千円
4_	変更(中止)の内容 □△歳末セールの開催を中止する。

変更・中止を検討される場合は、

事前に区商連までご連絡ください。

5 変更 (中止) の理由

1 商店街等名

イベント内容を商店街内で検討した結果、当初の事業計画とは構成要素が大きく異なってしまったため。

【記入例】 3-① 実績報告書

実績報告

`->	
年 月 中 野 区 長 宛て	
商店街名 □△商店街振興組合 代表者名 理事長 ○ ○ ○ ○ 住 所 中野区□□ 1-2-3 電話番号 (3228)△△△△	
`'	

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

令和7年4月1日付け7中区産第 号により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおりその実績を報告する。

申請書、別紙と同じ正式な事業名をご記入ください。 イベント名が申請時と変更になった場合は、変更届が 必要となります。

1 交付決定額

- - - - - (単位 - 千円)-

				· · · · · ·	
事 業 名	交付決定額	既確定分	今回報告分	残	額
□△夏祭りセール	498	0	365		0
□△歳末セール	400	0	0		400
	333	0	0		333
合 計	1, 231	0	365		733

- 2 事業の実績 別紙のとおり
- 3 事業経費の明細 別紙のとおり
- 4 本報告についての連絡先等

•	担	当者	名		会 計		
	連	絡	先	電話番号	$(3389) \times \times \times \times$	FAX 番号	$(3389) \triangle\triangle\triangle\triangle$
	メー	ールアドロ	ノス	syogyosinl	ko@city.tokyo-nakano.	<u>lg. jp</u>	

【記入例】3-② 別紙2

実績報告

別紙2(イベント事業の場合)

区市町村商店街振興事

申請時と事業名が変更になる場合、変更届を提出。

1 事業名

2 商店街名

□△夏祭りセール

【始期】ポスター等で周知している イベント開始日とすること。

【終期】景品を商店会商品券にした場合は、 換金期限終了日を実施期間の終期とするこ と。

□△商店街振興組合

3 実施期間(景品等交換期限を含む)

20 7 年 7 日 から 令和 月 まで

4 実施場所

□△商店街振興組合内 申請した実施期間から3ヵ月を超えて期間が変更になる場合、変更届を提出すること。

5 事業の具体的な内容

中元の時期に合わせてセールを実施するとともに、集客効果を高めるため以下の事業を実施した ①チラシ6,000枚を印刷し、新聞折り込み(5,000枚)と会員店舗(1,000枚)にて配布した。商店街会員店舗でのお買物1,000円に付き抽選券1枚を配布した。(抽選券は5,000枚印刷、全数配布。)【周知費用】

②セール最終日の7月16日に商店街路を通行止めにして、夏祭り(ステージイベント)を行い、町会会館で抽選会を開 催した。ステージの設営撤去(音響照明等設備のレンタルを含む)費用、町会会館使用料が発生した。【会場設営費】 ③抽選会の景品は、1等:ペア旅行券1本(1万円超分対象外)、2等から5等までは商店街商品券500円券で[2等: 5,000円分(1本)、3等:3,000円分(5本)、4等:1,000円分(10本)、5等:500円分(40本)]とした。(商店街商品券の使用 期限は7月31日、換金期限は8月20日。) <u>商店街商品券回収分97枚対象、未回収分3枚経費未計上。</u>【景品購入費】 ④7月16日の夏祭り(ステージイベント) の来場者に先着で<u>商店街名入りうちわ915名に配布した。(残85は対象外)。</u>

【記念品購入費】

⑤ステージイベントでは夏らしいサンバの踊りと和太鼓ライブを開催し、大変好評だった。【出演料】

⑥模擬店を実施し、かき氷を1個100円で500名に販売した。商店街商品券印刷費(全数払出し)、保険料、ゴミ処理手 数料、道路使用許可手数料、写真現像代、振込手数料が発生した。また、抽選会補助としてアルバイトを活用した。 【その他諸経費】

※収益事業の有無 (有)・無



「かき氷1個100円」の販売による収益:100円×500個=50,000円

※景品の有無

無(有の場合 売上げ予定総額 <u>5,000,000円</u>

「事業の具体的な内容」については、申請時に 計画した中身と照らし合わせてご記載ください。 また、「事業費経費別明細」に計上しているも のはすべて記入しましょう。

6 事業実施後の効果

ボーナスや中元の時期でもあるためか、セール参加店での売上げは通常の1.5倍程度あり、地域での評判も大きかっ た。また、夏祭り(ステージイベント)の開催は家族連れでの来場も多く、商店街活動の認知度向上に加え、地域の交流 とふれあいの場としての発展にも寄与する取組みとなった。

来街者数

10,000 人)

経費(単位:円)

経 費 区 分	総事業費(交付申請時)	総事業費(a) (実績報告時)	対 象 経 費 (b)	対象外経費	増減の主な理由
周知費用	62,425	59,425	59,425	0	
会場設営費	260,000	219,000	219,000	0	交付申請時と実績報告時の
景品購入費	61,400	59,900	58,500	1,400	総事業費を比較し、2割以
記念品購入費	200,000	150,000	137,250	12,750	
出 演 料	100,000	100,000	100,000	0	由をご記入ください。
その他諸経費	64,650	54,300	54,300	0	
計	748,475	642,625	628,475	14,150	
売上等収	益 (f)	80,000	*増減の主な	理由欄は、総事	事業費が2割以上増減した場合に記載

(収益事業の内容)

欄に記載。

80,000

(商店街負担額の内訳) X 分

イベントのために商店街会員から一律で負担金(分担金)を徴収した場合は、「負担 金」の欄に記載。

協替金 30.000 模擬店のかき氷の販売 50,000 収益(協賛金等)があるため、対象経費 (b) から収益分(f) を引いた額をこの

容

額(e) 積立金 177.625 負担金 100,000 借入金 その他 計 277,625

都補助額(c)と区補助額(d)の合 計金額を様式5(第11条関係)実績報 告書の『1 交付決定額 』の『今回 報告分』欄に記入。 本件記載例の場合、365千円

総事業費 補助対象経費 都 補 助 額 区市町村補助額 商店街負担額)) a b f С d (e = a - c - d)642,625 548,475 274,000 91,000 277,625

●補助対象経費が百万円以下の場合は、補助対象経費の2分の1

●補助対象経費が百万円超えの場合は、補助対象経費の3分の1 (いずれも千円未満切捨て)

(都、区合計)の負担割合で計算した補助額3分の2から、都補助額を引いた額。

●補助対象経費が百万円以下の場合は、補助対象経費の6分の1 ●補助対象経費が百万円超えの場合は、補助対象経費の3分の1

(いずれも千円未満切捨て)

実績が申請額を上回った場合

区が交付する補助金の額は、<u>事業実施後の実績報告による算定額と申請時の交付決定額</u>のいずれか低い額となります。 よって、この場合は、補助金の確定額は当初の交付決定額が上限となります。

【記入例】 3-3 事業費経費別明細

実績報告

	書番号を付して				商店街名		□△商店街振	興組合
くだ	さい。							(単位:円)
lo.	経費名称	数	量	単 価	金 額	補助対象経費	補助対象外経費	備考
7	【周知費用】							
1	チラシ印刷代	(6,000	4.3	25,800	25,800	0	A4カラー両面
2	チラシ新聞折込代	,	5,000	4.725	23,625	23,625	0	
3	抽選券印刷代		5,000	2	10,000	10,000	0	全数配布
	小計				59,425	59,425	1個当たり17	万円以上(税込み)の景品に
	【会場設営費】						の)がない場合	寺、景品名が記載されている 合は、補助対象外となります。
4	抽選会場使用料		1	10,000	10,000	10,000		も参照ください。
5	ステージ設営・撤去費- (設備レンタル含む)	-式	1	209,000	209,000	209,000	0	音響照明等設備レンタ ル含む
	小計				219,000	219,000	景品の単価上	
	【景品購入費】					,	総額では、9	0万円が上限となります。
6	ペア旅行券	······	1	11,400	11,400	10,000	1,400	1万円超分対象外
7	□△商店街商品券回収	:分	97	500	48,500	48,500	0	回収分97枚対象(未回 収分3枚経費未計上)
	小計				59,900	58,500	1,400	《 从 ○ ○ 八 ○ ○ 八 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	【記念品購入費】							
8	うちわ(商店街名入り)		1,000	150	150,000	137,250	12,750	残85個分対象外
	小 計				150,000	137,250	12,750	
	【出演料】							
9	イベント出演料		2	50,000	100,000	100,000	0	サンバ団体、和太鼓団 休
	小計				100,000	100,000	0	
	【その他諸経費】							
0	氷		1	20,000	20,000	20,000	0	かき氷用
1	シロップ		10	500	5,000	5,000	0	かき氷用
2	カップ・スプーン		500	10	5,000	5,000	0	かき氷用
3	商店街商品券印刷	·····	100	10	1,000	1,000	0	全数払出し
4	賠償責任保険・傷害保障) () () () () () () () () () (1	2,000	2,000	2,000	アルバイト賃金	は時間単価を記載してくだ
5	ごみ処理手数料		1	10,260	10,260	10,260	このほか、アル	バイト賃金の注意事項は、
6	道路使用許可手数料		1	2,100	2,100	2,100	応り、8ページ	も参照ください。
7	記録写真現像代		1	1,460	1,460	1,460	0	
8	振込手数料		1	880	880	880	0	No.5支払いに伴う経費
9	抽選会アルバイト賃金		5.5	1,200	6,600	6,600	0	
	小計				54,300	54,300	0	
	経費区	区分 計			金 額	補助対象経費	補助対象外経費	備考
		盾	知費	1	59,425	59,425	0	
経費[費区分はこの6つ	会	場設営	費	219,000	219,000	0	
0)	みです。新たな経	景。	品購入	、費	59,900	58,500	1,400	
	区分を作らないで ださい。	記念	品購	入費	150,000	137,250	12,750	
		出	出演料		100,000	100,000	0	
- 44 81		その	他諸組	圣費	54,300	54,300	0	
	合	計			642,625	628,475	14,150	

^{*}間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

※共催事業のみ提出

○○盆踊り大会 経費按分表

(交付申請額) (単位:円)

番号	商店街名	代表者名	総事業費	補助対象経費	都・区計		
田勺	问旧因石	10201日	心乎未具	開助八家柱員	11 스스 기타	都	区
1	○○商店街振興組合	中野太郎		525,000	350,000	262,000	88,000
2	○○商店会	野方次郎	1,750,000	525,000	350,000	262,000	88,000
3	△△商店会	沼袋三郎		350,000	233,000	175,000	58,000
4	□□商店会	鍋横四郎		350,000	233,000	175,000	58,000
	合	計		1,750,000	1, 166, 000	874,000	292,000

按分表の考え方(各商店街に均等に按分していない場合はその考え方を記載) 商店街会員数の割合に応じて算出した。

(実績報告額)

申請時と同じ。

経費負担割合は、申請時から変更しないこと。 変更する場合は、理由を「按分表の考え方」の欄に示すこと。

番号	商店街名	代表者名	総事業費	補助対象経費	都・区計		
H .7	10/L 14/L	TVX-6-1	心子不良	旧切八多柱员		都補助金	区補助金
1	○○商店街振興組合	中野太郎		522,000	348,000	261,000	87,000
2	○○商店会	野方次郎	1,740,000	522,000	348,000	261,000	87,000
3	△△商店会	沼袋三郎		348,000	232,000	174,000	58,000
4	□□商店会	鍋横四郎		348,000	232,000	174,000	58,000
		各商店街に	:均等に按分して	いない場合はる	その考え方を誇	記載すること	
	合	計		1,740,000	1,160,000	870,000	290,000
按分	表の考え方(各商店街に	均等に按分している	ない場合はその考え	方、また、申請時	と按分率を変更	した場合はその)理由を記載)

事業実施した全てのイベントにおいて提出が必要です。

《 現金出納簿作成例 》

現金出納簿

支払日を記入

商店街名:〇〇商店街振興組合

イベント名:中元大売り出し

月	日	報告書 明細 No	内 容	支払先	収入	支 出	残 額
6 月	5 日		本会計より繰り入れ		1,000,000		1,000,000
6 月	5 日	1	チラシ印刷代	東中野印刷(株)		38,300	961,700
6 月	28 日	3	抽選券印刷代	(株)東中野製本所		18,196	943,504
7 月	1 日	2	チラシ新聞折込代	毎朝センター鷺宮		23,625	919,879
7 月	1 日	11	ごみ処理手数料	中野区		15,750	904,129
7 月	1 日	12	道路使用許可手数料	警視庁中野警察署		2,100	902,029
7 月	3 日	10	賠償責任保険・傷害保険料	新井損害保険(株)		2,000	900,029
7 月	7 日	6	遊園地ペア入場券	(株)ツーリストサー ビス		57,000	843,029
7 月	15 日	8	うちわ(商店街名入り)代	(株)川島商店		150,000	693,029
7 月	19 日	9	出演料(□×会)		・ 支払日が複数日に 合は、それぞれに		643,029
7 月	20 日	9	出演料(○◇会)	O◇会		50,000	593,029
7 月	20 日	14	抽選会アルバイト賃金	中野太郎・野方次郎		6,000	587,029
7 月	21 日	4	抽選会場借用金	△△町会		10,000	577,029
7 月	22 日	13	記念写真代	鍋沼カメラ店		2,500	574,529
7 月	28 日	5·15	会場設営·撤去委託費 一式·振込手数料	中鷺工務店		200,350	374,179
8 月	2 日	7	□△商店街お買い物券回収分	新井物産 を除し	遺は本会計繰り入 ヽた支出金額を記 ゛゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙	I	303,179
8 月	2 日		本会計へ繰り入れ	();	ごさい。	303,179	0
			合 計		1,000,000	1,000,000	
					総経費	696,821	

景品を配付した場合、提出が必要です。

※記念品を配付した場合も同様に、記念品払い出し表の提出が必要です。

《 景品払い出し表作成例 》

景品払い出し表

商店街名:〇〇商店街振興組合

イベント名:中元大売り出し

景 品	1等 遊園地入 場券	2 等 クルトン商 店街商品 _ 券(千円分)	景品	ごとに数量を記入	`	合 計
周知した数量	5 本	80 本				85 本
購入した数量	5 本	80 本				85 本
7月20日	2 本	45 本				47 本
7月21日	1 本	33 本				34 本
7月23日	2 本	1 本				3 本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
月日						0本
合計	5 本	79 本				84 本
残余数	0 本	1本				1 本

残数は補助対象外

【作成例】3-5-3 商店街商品券換金簿

実績報告

各商店街が発行した商品券(商店街商品券)を景品とした場合は、提出が必要です。 ※各個店が換金したときに商店街に対して発行する領収書をご提出される場合は、この限りではありません。

《 換金簿作成例 》

商店街商品券換金簿

商店街名:〇〇商店街振興組合

イベント名:中元大売り出し

各個店の受領印が必要

※文字がはっきり見えるよう に押印されていること。

			•	・フト石・中元人元り出し						/
	取扱商店名		1, 000円券		5, 000円券		合	計	各店舗 受領印	受領日
	000000000000000000000000000000000000000	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金 額	中野文	
1	新井物産	5	5,000	2	10,000		7	15,000	鈴木	8/19
2	江古田フル一ツ	7	7,000				7	7,000	佐藤	8/20
3	江原茶店	1	1,000		MICONICO CONTRACTO C	***************************************	1	1,000		8/19
4	鷺宮薬局	2	2,000		000000000000000000000000000000000000000	***************************************	2	2,000	当	8/20
5	上高田煎餅	13	13,000	3	15,000		16	28,000		8/19
6	白鷺精肉店	4	4,000				4	4,000	(h)	8/20
7	沼袋庵	3	3,000	0.000.000.000.000.000	******************************	***************************************	3	3,000	(1)	8/20
8	中央ベーカリー	7	7,000	1	5,000		8	12,000	*	8/19
9	本町惣菜店	8	8,000				8	8,000	*	8/19
10	東中野商店	2	2,000				2	2,000	(I)	8/19
11	松が丘青果店	4	4,000		,mannessan		4	4,000		8/19
12	リカーショップ南台	2	2,000		······		2	2,000	拿多	8/20
13	丸山生花店	1	1,000				1	1,000	館	8/19
14	大和町米店	5	5,000				5	5,000	佐藤	8/19
15	大山生花店	1	1,000				1	1,000	(t)	8/19
16	弥生町インテリア	1	1,000	2	10,000		3	11,000	(\$	8/19
17	若宮時計店	4	4,000				4	4,000	(若)	8/19
18	上鷺宮薬局	1	1,000	2	10,000		3	11,000	意	8/19
19					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	•			***************************************	
20										
	合 計	71	71,000	10	50,000		81	121,000		

「中野区内共通商品券」は通常の景品と同じ扱いのため、換金簿の提出は不要です。

【作成例】3-5-4 その他台帳

実績報告

①賃金台帳

アルバイト賃金が発生した場合は、提出が必要になります。

※詳細が記載された領収書をご提出される場合は、この限りではありません。

《 賃金台帳作成例 》

賃 金 台 帳

本人の自筆署名または押印 が必要

※氏名はフルネームで記入 すること。

商店街名:〇〇商店街振興組合 イベント名:歳末大売り出し

※実施主体である商店街関係者、及びその同居する親族に対して支出する賃金は除く。

No.	氏名	住所	時間単価 (円)		助務時間 :顔時間)	日数	賃金額 (円)	従事内容	商店街関係者 の有無	署名・	押印
1	中野 一郎	中野区新井 6-1-9	1, 200		00~19:00 ~13:00)	1	9, 600	抽選会運営補助	有・無	中野	一郎
2											
3				商店街関係		者か否だ	かについて	確認			
	•			をしますので、該当する箇所に○							

を記載してください。

②備品台帳

翌年度以降も継続して使用する物品については、備品台帳の提出が必要です。

《 備品台帳作成例 》

備 品 台 帳 (法被)

商店街名:〇〇商店街振興組合 イベント名:歳末大売り出し

管理者:理事長 新井太郎 保管場所:商店街事務所(中野区中野〇-〇-〇)

処理 番号	Æ80	取	得	廃	棄	残数	đ	構 考
番号	年月日	数量	事由	数量	事由	75% 300	単位	金額
1	令和7年5月10日	20	購入			20	着	3, 800
2								

③謝礼台帳

謝礼が発生した場合は、提出が必要になります。

※受領書(領収書)をご提出される場合は、この限りではありません。

《謝礼台帳作成例》

謝礼台帳

商店街名:〇〇商店街振興組合 イベント名:歳末大売り出し

相手先	住所	謝礼理由	品物	金額 (円)	署名・押印	日付
中野 弥生	中野区中野〇-〇-〇	会場整理手伝い謝礼	QUO カード	3, 000	中野 弥生	12/20
中野 一朗	中野区中野〇-〇-〇	会場整理手伝い謝礼	QUO カード	3, 000	中野 一郎	12/20
東京 太郎	中野区中野〇-〇-〇	会場整理手伝い謝礼	QUO カード	3, 000	東京 太郎	12/20

本人の自筆署名または押印が 必要

※氏名はフルネームで記入すること。

【作成例】 3-5-5 売上等報告書 ※様式自由



イベント事業内で、商店会の模擬店の出店に係る経費などを補助申請されている場合は、 収益の報告が必要になるためご提出ください。

※商店会の模擬店の出店に係る経費が、別団体の実施等により経費申請しない場合は不要です。

イベントに対して協賛金を貰った場合も提出が必要です。

- *協賛金の記載は団体毎に分けても、1 つにまとめても どちらでも構いません。
- *別途団体毎の領収書(控)の提出が必要です。

中野区長様

商店街名: △△△商店街振興組合

事業名: ○○祭

「売上等報告書」

品名	単価	売上数量	売上金額
協賛金(○○寺)	100,000円	1	100,000円
協賛金(△△町会)	50,000円	1	50,000円
①焼きもろこし	200 円	150	30,000円
②ラムネ	100円	50	5,000円
③かき氷	100円	60	6,000円
④焼とり	100円	150	15,000円
⑤焼きそば	200 円	60	12,000円
⑥生ビール	300 円	100	30,000円
合 計			248,000円

以上、相違ありません。

令和7年8月31日

計算間違いがないようにご注意ください。

商店街名 △△△商店街振興組合

代表者名 理事長 中野 太郎 印

会 計 野方 大介

代表者・会計の自筆署名または記名押印が必要 ※氏名はフルネームで記入すること。

【記入例】 3-5-6 請求書 実績報告

様式第7 (第13条関係)

年月日

中野区長宛て

商店街名 □△商店街振興組合

代表者名 理事長 ○ ○ ○ ○

住 所 中野区□□ 1-2-3

令和7年度中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金請求書

令和7年 月 日付け7中区産第 号をもって確定通知のあった標記補助事業について、中野区商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

- 1 補助事業名
- 2 請 求 額 金 円